

大月市

第4次地域福祉計画

成年後見制度利用促進計画
再犯防止推進計画



令和5年3月

大月市

第4次地域福祉計画

成年後見制度利用促進計画

再犯防止推進計画

令和5年3月

大月市

はじめに

我が国においては、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化等により、地域におけるつながりが希薄化してきています。本市も例外ではなく、令和4年には高齢化率が41.9%となり、山梨県内でも高い水準となっており、地域における支え手の減少も顕在化してきているといえます。また、8050問題やダブルケア、障害、貧困が複合化した問題等も生じてきており、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しているといえます。



国においては、国民だれもが様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域の住民や多様な主体が役割を持ち、支え合いながら活躍できる「地域共生社会」の実現を掲げ、地域福祉をめぐる課題の解決に取り組んでいます。

このような中で、本市では平成20年3月に「大月市第1次地域福祉計画」を策定して以来、地域福祉に関する各種施策を展開してきましたが、本市においても地域共生社会の実現は目指すべき方向性であり、地域共生社会の実現を通じて、様々な地域課題を解決していかなければなりません。

この度、地域共生社会の実現を目指すために、また地域福祉計画は福祉に関する総合的な視点に基づくものであることから、成年後見制度利用促進計画と再犯防止推進計画を加えた「第4次大月市地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、「みんなでつくる ささえあいの福祉のまち 大月」を基本理念とし、「ともにささえあう地域づくり」「だれもが適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり」「すべての住民が安心・安全を実感できる地域環境づくり」の3つを基本目標に定め、大月市らしい地域福祉の推進を目指していきます。本計画の推進においては、行政だけではなく、地域住民や地域における様々な関係機関の参画が必要不可欠となるため、今後とも引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様や関係団体の皆様、多大なる尽力を賜りました「大月市第4次地域福祉計画策定委員会」の皆様、そして貴重なご意見・ご提案をいただいた皆様に心からお礼を申し上げます。

令和5年 大月市長

小林信保

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. SDGsに対応した計画推進.....	3
5. 計画の策定経過.....	4
第2章 大月市を取り巻く地域福祉の現状	5
1. 人口及び世帯の状況.....	5
2. 子どもを取り巻く状況.....	11
3. 高齢者を取り巻く状況.....	15
4. 障害のある人を取り巻く状況.....	20
5. 災害時要援護者登録.....	22
6. 地域を取り巻く状況.....	23
7. アンケート結果からみる大月市の地域福祉の状況.....	25
第3章 計画の基本的な考え方	35
1. 計画の基本理念.....	35
2. 計画の基本目標.....	35
3. 施策の体系.....	36
第4章 施策の方向	38
基本目標1. ともにささえあう地域づくり.....	38
基本目標2. だれもが適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり.....	41
基本目標3. すべての住民が安心・安全を実感できる地域環境づくり.....	43
第5章 成年後見制度利用促進計画	46
1. 計画の基本的な考え方.....	46
2. 計画の位置づけ.....	46
3. 計画の期間.....	46
4. 施策の方向.....	47
第6章 再犯防止推進計画	48
1. 計画の基本的な考え方.....	48
2. 計画の位置づけ.....	48
3. 計画の期間.....	48
4. 施策の方向.....	49
第7章 計画の推進に向けて	49
1. 計画の推進体制.....	51
2. 計画の点検・評価.....	51
3. 災害時・緊急時の対応.....	51
資料編	52
1. 策定の経過.....	52
2. 策定委員会設置要綱.....	53
3. 策定委員会委員名簿.....	54

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行やライフスタイルの変化等により、地域福祉を取り巻く環境は変化しています。また、近年、8050問題やダブルケア、障害、貧困が複合化した問題など、地域福祉を取り巻く課題や福祉ニーズは多様化・複雑化しているといえます。特に本市においては、高齢化率が40%を超えており、今後支援が必要な市民が増加することが予測されます。

このような中で、制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を実現していくことが重要です。また、従来のアプローチでは対応できなかった社会的に孤立している人や、従来の制度の枠組みでは対応できない課題を持つ人、複合的な課題を持つ人、ライフステージに伴って変化するニーズ等に柔軟に対応していくことも求められているといえます。

国においては、平成30年4月から「地域福祉計画」の策定を任意から努力義務へ変更し、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成29年12月12日社援発1212第2号）」が通知されました。また、令和2年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、新たに地域住民の抱える課題解決のための包括的な支援体制が整備されるとともに、そのための財政支援や関連法律の規定が進められることとなる等、地域共生社会の実現に向けた取組が進んできています。

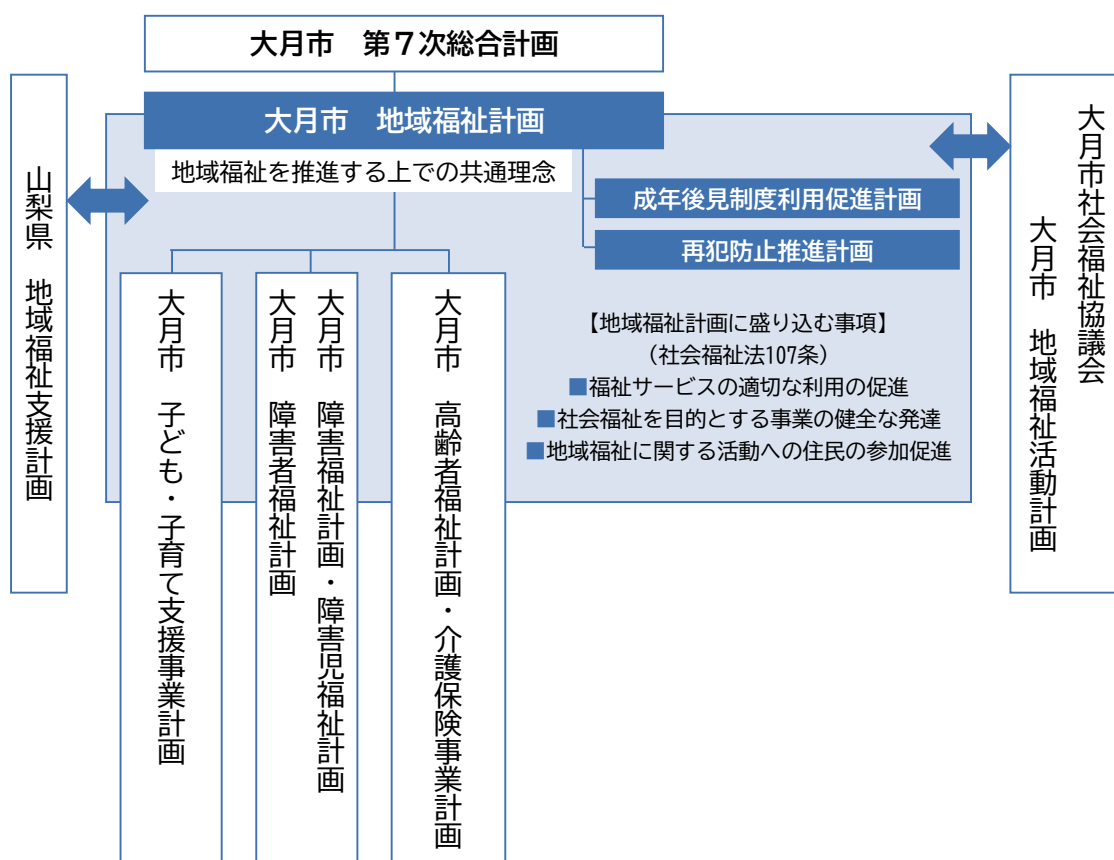
本市においては、平成30年3月に「みんなでつくる ささえあいの福祉のまち 大月」を基本理念とする「大月市第3次地域福祉計画」を策定し、地域福祉に関する施策を総合的に推進してきましたが、地域共生社会に向けて更なる展開が必要です。令和4年に、大月市第3次地域福祉計画の計画期間が満了となること、地域共生社会の実現や社会環境の変化等に対応する必要があることから、「大月市第4次地域福祉計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は社会福祉法第107条に規定された市町村地域福祉計画として位置づけられ、本市における地域福祉の方向性の総合的な指針となるものです。

また、大月市第7次総合計画を上位計画とし、大月市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、大月市障害者福祉計画、大月市障害福祉計画・障害児福祉計画、大月市子ども・子育て支援事業計画などの個別・分野別計画や対象者ごとの個別施策についての地域福祉の視点、地域福祉を推進する上での共通する理念・方針を明らかにし、その推進方向と具体的推進施策等を定めるものであり、総合計画と個別・分野別計画の中間に位置づけられる計画です。

本計画は福祉に関する総合的な視点に基づくものであることから、「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」と一体的に策定します。



【大月市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係】

社会福祉協議会は、地域住民やボランティア団体などの参加と協働による地域福祉活動計画を策定し、民間の立場から地域福祉の充実を進めています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は相互に重要な役割を果たすものであり、令和5年度からの第4次地域福祉活動計画との密接な連携を図ります。

【市民との関係】

市民（市内に住所を有し、通勤又は通学する個人及び市内で事業活動その他の活動を行う個人又は法人その他の団体）により、それぞれの役割に応じた多様な地域活動が行われています。地域福祉計画は、市民が地域福祉の推進・充実を図る際の指針として利活用されなければならないものと考えます。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、最終年度の令和9年度に本計画の評価・見直し及び次期計画の策定を行います。なお、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して、評価・見直しを行うこととします。



4. SDGsに対応した計画推進

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」による、平成28年から令和12年までを期間として定める国際的な目標です。持続可能な世界を実現するための17の長期的なビジョン（ゴール）と、169の具体的な開発目標（ターゲット）で構成され、あらゆる不平等の是正や住み続けられるまちづくり等、様々な分野において地球上の誰一人取り残さない包摂的な社会をつくることを目標に掲げています。

「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」は分野横断的に福祉施策を展開する本計画において重要な考え方であるため、SDGsの考え方に対応した計画を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5. 計画の策定経過

(1) アンケート調査

市民に対して福祉への意識やボランティア活動状況、福祉サービス、地域づくりに関するアンケートを実施し、意見等を把握しました。

①調査期間

令和4年8月30日（火）～令和4年9月16日（金）

②調査方法

郵送配布・郵送回収

③対象者

大月市に在住する20歳以上の男女

④回収結果

発送数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
1,000	436	43.6%	436	43.6%

※有効回収とは、回収数から白票などの無効票を除いたもの

(2) パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、市民から広く意見を聴取することを目的に、パブリックコメントを実施しました。

①募集期間

令和5年2月13日（月）～令和5年2月28日（火）まで

②対象者

- ・市内在住、在勤、在学の方
- ・市内に事務所・または事業所を有する個人および法人その他団体
- ・この計画案に利害関係を有する方

③提出意見数

0件

(3) 策定委員会

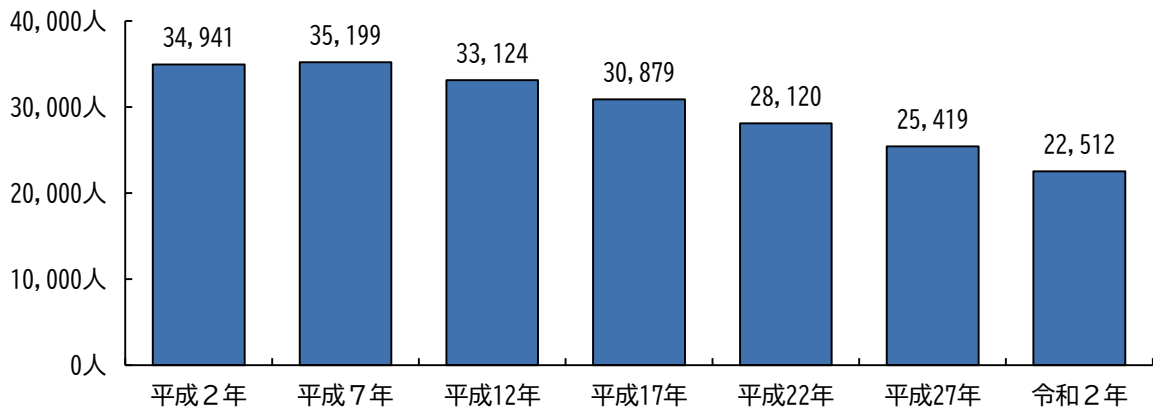
地域福祉に関する活動を行っている方、学識経験者、市民の方等で構成される策定委員会を実施し、地域福祉計画について内容を協議しました。

第2章 大月市を取り巻く地域福祉の現状

1. 人口及び世帯の状況

(1) 総人口

国勢調査による本市の総人口の推移をみると、平成7年までは微増傾向でしたが、それ以降は減少に転じて、令和2年では22,512人となっています。平成2年と比較すると12,429人の減少となっています。

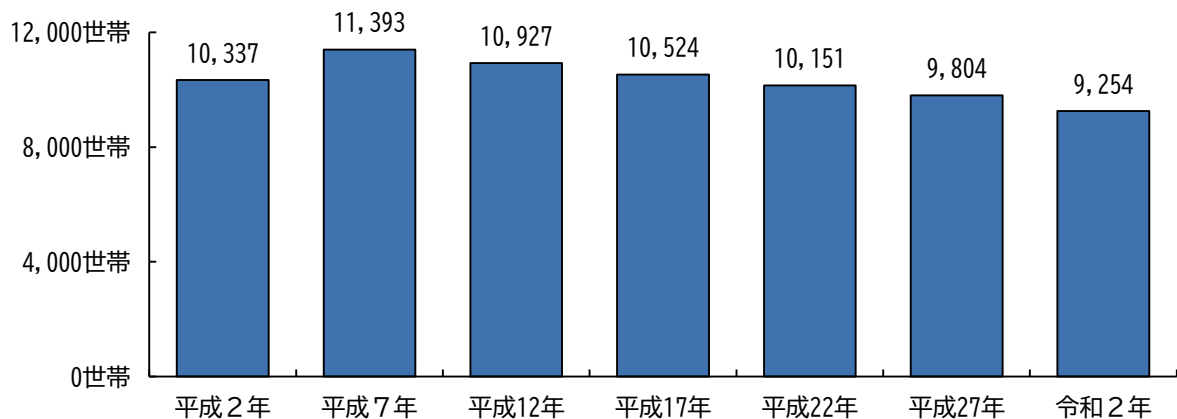


資料：国勢調査

(2) 総世帯

総世帯の推移をみると、平成7年までは増加していましたが、それ以降は減少に転じて、令和2年では9,254世帯となっています。

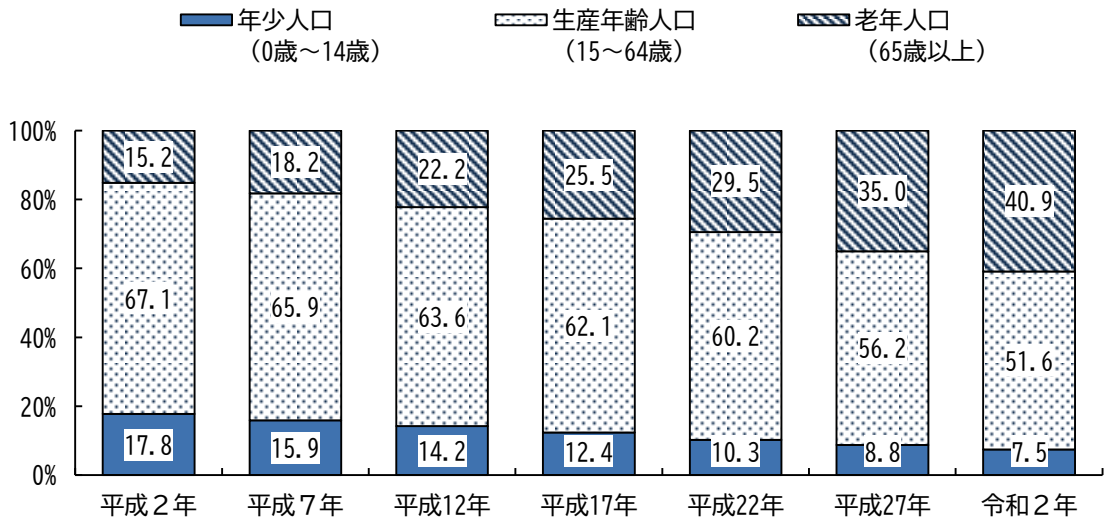
また、1世帯あたりの世帯員の数では、平成2年が3.4人/世帯でしたが、令和2年では2.4人/世帯となっています。



資料：国勢調査

(3) 年齢3区分別人口比率

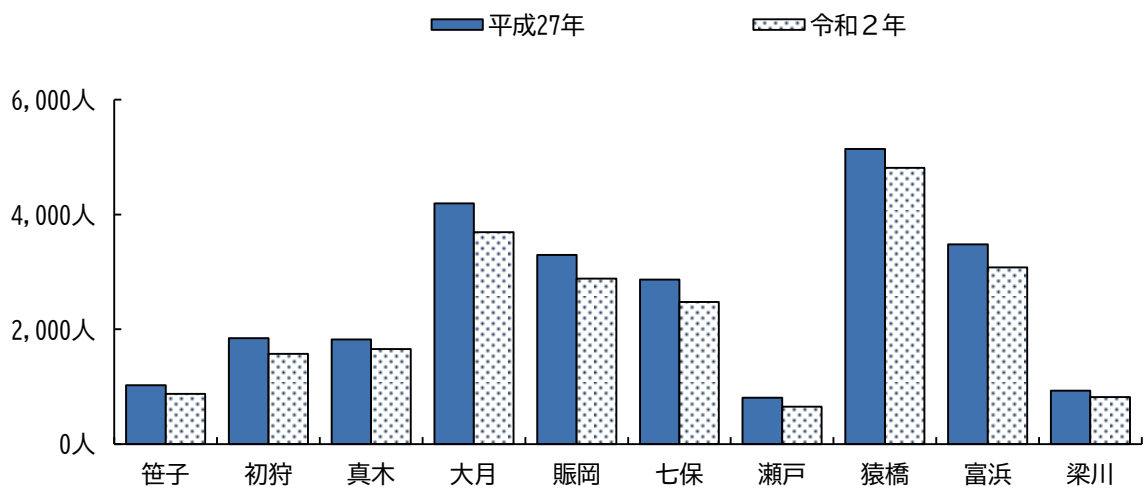
年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口と生産年齢人口の割合は減少し続けています。一方、老年人口の割合は増加し続けており、平成7年には年少人口の割合を上回り、令和2年では40.9%と、4割を超えました。



資料：国勢調査

(4) 地区別人口

地区別人口をみると、令和2年では「猿橋地区」が最も多く、4,815人です。どの地区も平成27年より減少しています。



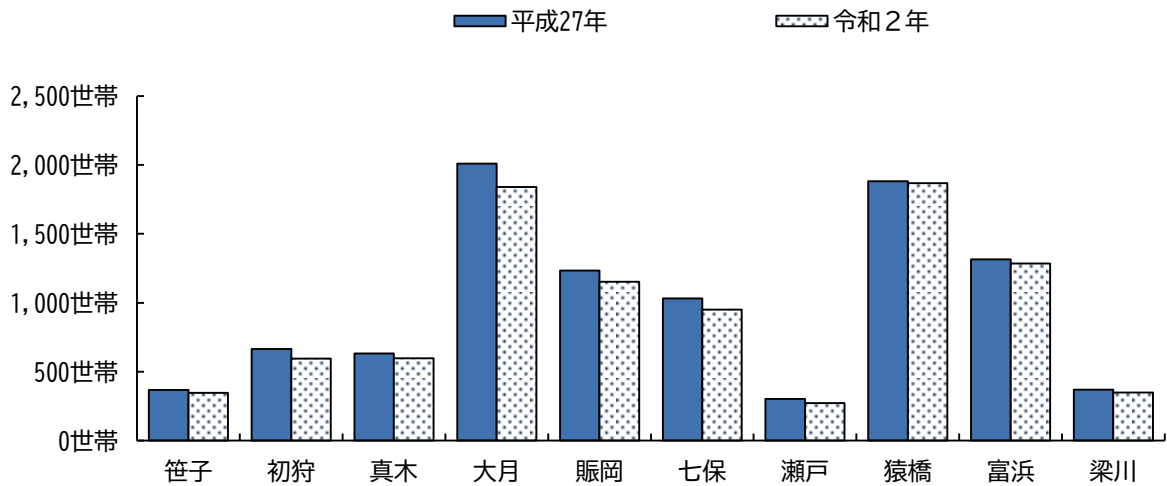
(人)

	笹子	初狩	真木	大月	賑岡	七保	瀬戸	猿橋	富浜	梁川
平成27年	1,025	1,845	1,826	4,193	3,298	2,868	806	5,143	3,482	933
令和2年	875	1,570	1,655	3,689	2,883	2,475	654	4,815	3,078	818

資料：国勢調査

(5) 地区別世帯

地区別世帯数をみると、令和2年では「猿橋地区」が最も多く、1,867世帯です。どの地区も平成27年より減少しています。



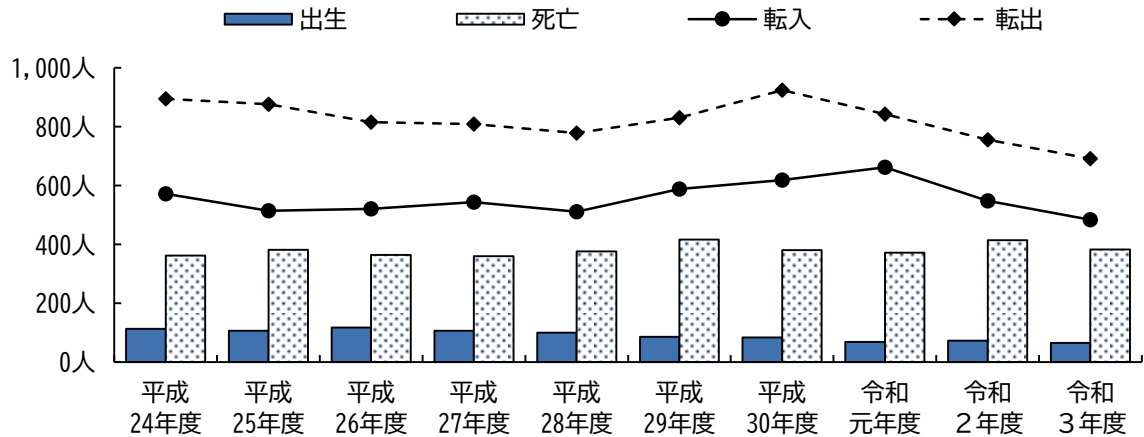
(世帯)

	笹子	初狩	真木	大月	賑岡	七保	瀬戸	猿橋	富浜	梁川
平成27年	366	664	631	2,009	1,233	1,032	301	1,882	1,316	370
令和2年	346	595	598	1,839	1,153	951	272	1,867	1,285	348

資料：国勢調査

(6) 人口動態

出生数の推移をみると、平成24年度以降は減少傾向にあり、令和3年度には65人となっています。一方、死亡数は300人後半から400人程度の数字で増減を繰り返しています。

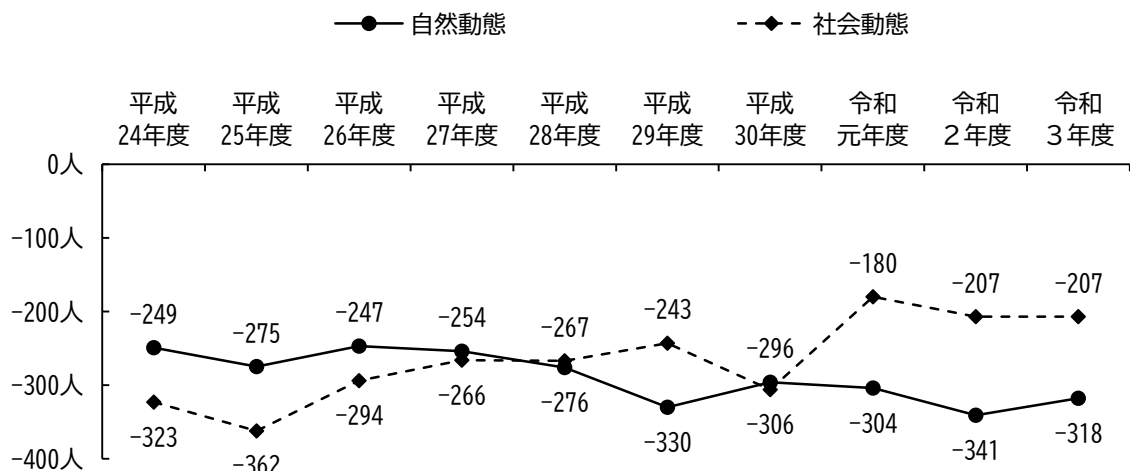


(人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
出生	113	107	117	106	100	86	84	68	73	65
死亡	362	382	364	360	376	416	380	372	414	383
転入	572	514	521	543	511	588	618	662	548	484
転出	895	876	815	809	778	831	924	842	755	691

資料：市民課調べ（各年度末現在）

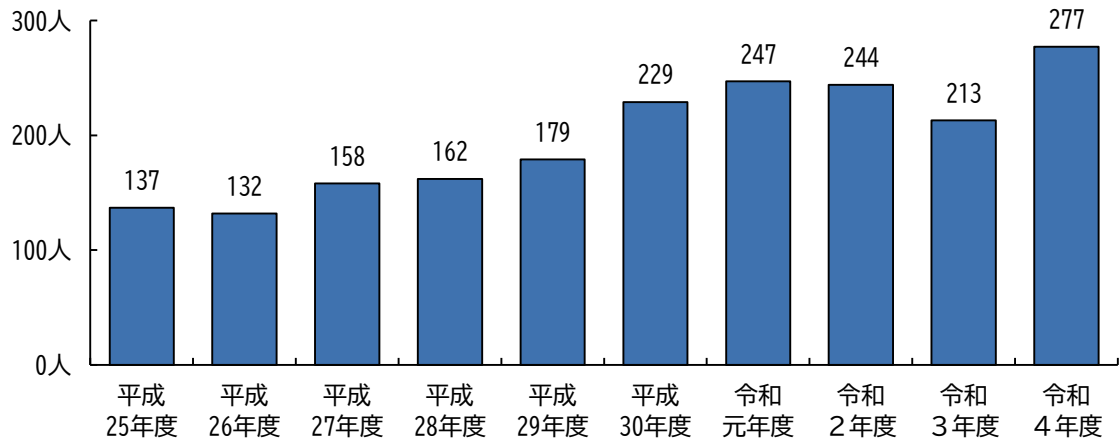
出生数、死亡数から算出される自然動態は、いずれの年も死亡数が上回っています。転入数、転出数から算出される社会動態は、いずれの年も転出数が上回っています。自然動態と社会動態のいずれも人口減少となるマイナス値になっており、平成27年度までは社会動態による減少が多くなっていましたが、令和元年度以降は社会動態のマイナス値がやや小さくなっています。



資料：市民課調べ（各年度末現在）

(7) 外国人登録人口

外国人登録人口の推移を国別にみると、令和4年度ではベトナムが最も多くなっています。合計数の推移をみると、平成26年度以降は増加傾向にあり、令和4年度では277人となっています。



(人)

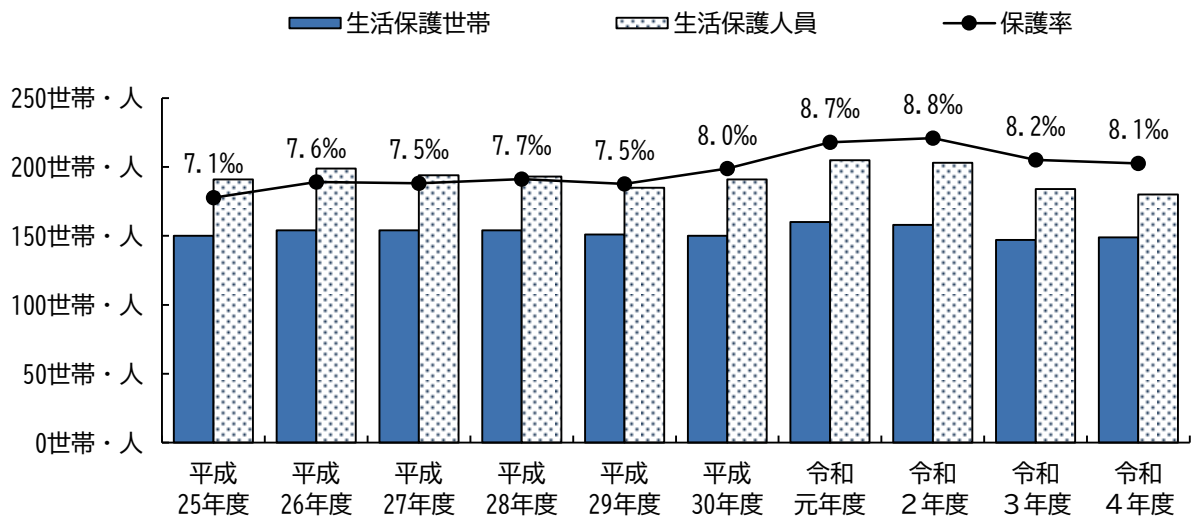
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
韓国または朝鮮	17	16	17	17	19	13	15	16	16	14
中国	39	32	35	34	37	47	50	50	38	36
フィリピン	27	28	32	34	35	33	34	34	35	40
ベトナム	26	30	42	47	53	104	108	97	76	112
米国	5	5	6	4	4	4	4	4	3	3
ブラジル	3	3	2	3	4	4	4	3	4	4
フランス	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
英国	2	2	2	3	3	3	4	4	4	4
カナダ	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
タイ	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2
ペルー	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
インドネシア	9	8	10	7	10	12	14	17	17	25
他・無国籍	7	6	8	10	10	6	10	16	16	35
合計	137	132	158	162	179	229	247	244	213	277

資料：市民課調べ（各年度末現在・令和4年度は11月末現在）

(8) 生活保護

生活保護を受けている人員は増減を繰り返しており、令和4年度では180人となっています。

保護率をみると、高い数値で推移していますが、この2年では数値的に落ち着いた値となっており、令和4年度では8.1%となっています。



(世帯・人)

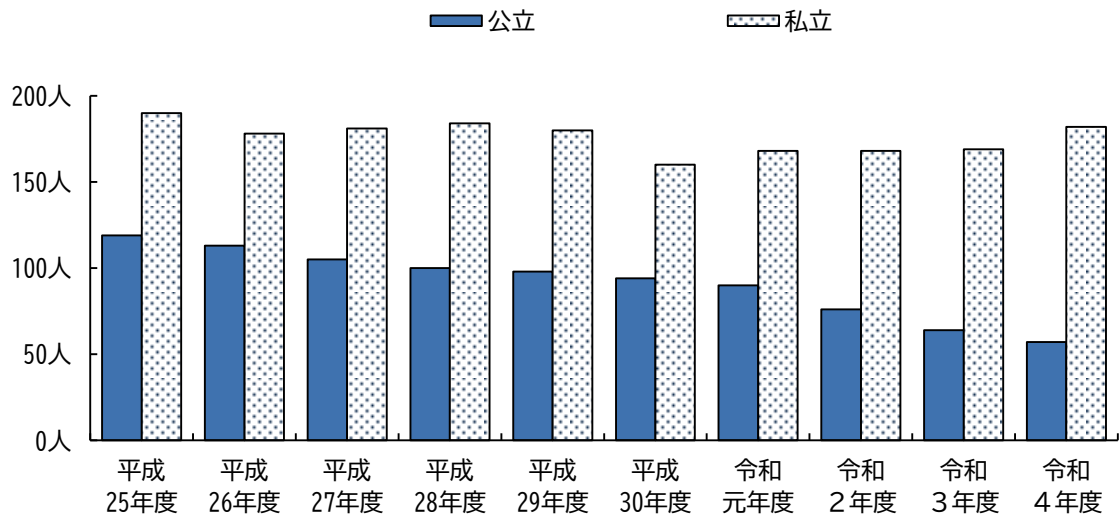
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯	150	154	154	154	151	150	160	158	147	149
人員	191	199	194	193	185	191	205	203	184	180

資料：行政福祉報告例（各年度末現在・令和4年度は11月末現在）
 保護率は人口千人に対して何人が生活保護を受けているかの比率、
 ‰（パーミル・千分の一）の単位で表す

2. 子どもを取り巻く状況

(1) 保育所・認定こども園園児

大月市内には公立保育所・私立保育所・私立認定こども園があります。園児数は、公立保育所は平成25年度以降減少傾向にあり、令和4年度では57人となっています。私立保育所・私立認定こども園は平成25年度以降増減を繰り返しており、令和4年度では182人となっています。



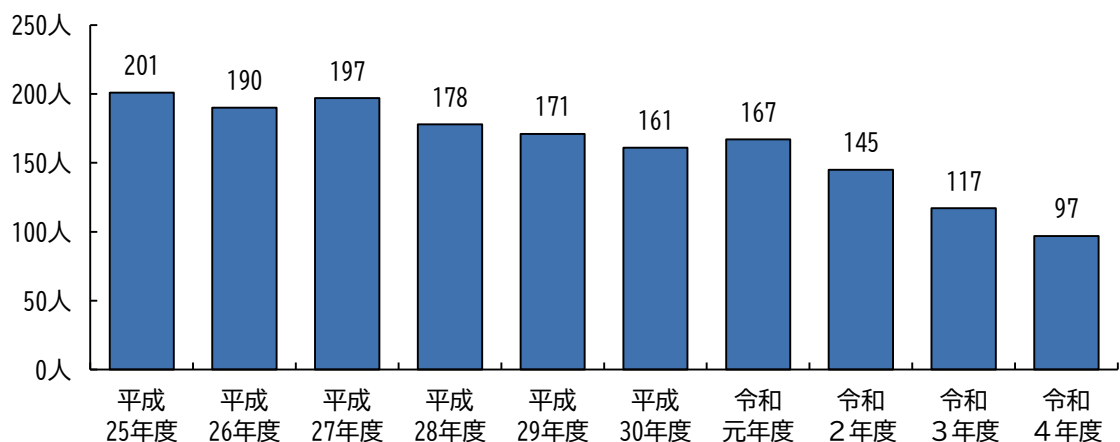
(人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公立	119	113	105	100	98	94	90	76	64	57
私立	190	178	181	184	180	160	168	168	169	182

資料：子育て健康課調べ（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園児

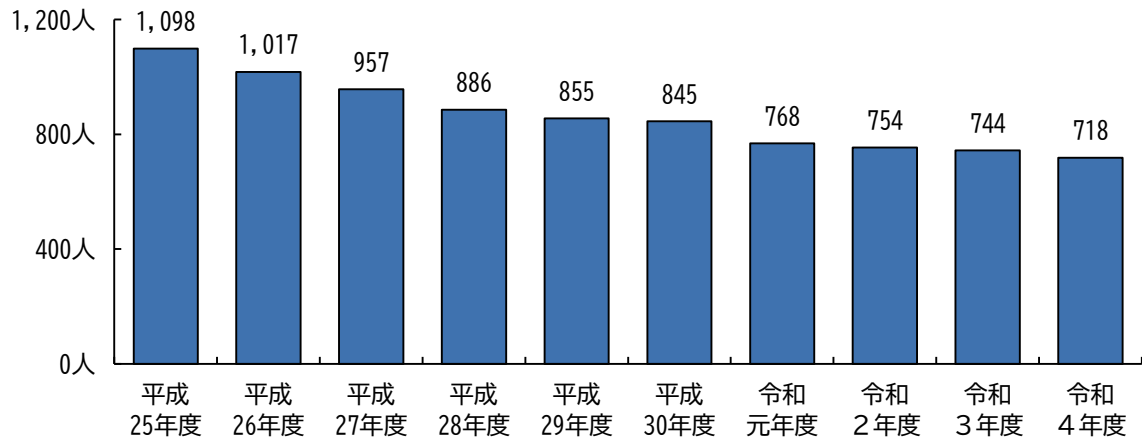
幼稚園については、私立のみあります。園児数は平成25年度以降減少傾向にあり、令和4年度では97人となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 小学校児童

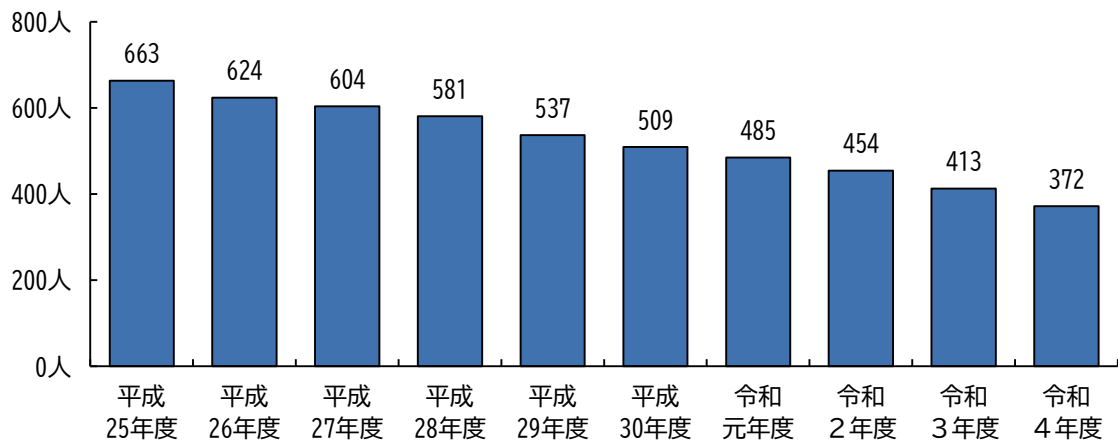
小学校については、市内に5校あります。児童数は平成25年度以降減少傾向にあり、令和4年度では718人となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 中学校生徒

中学校については、市内に2校あります。生徒数は平成25年度以降減少傾向にあり、令和4年度では372人となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(5) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの状況は、令和3年度の開設が7か所で、利用人数は134人となっており、すべてのクラブで定員を下回っています。なお、障害のある児童の受け入れがいずれも可能です。

(人)

	定員	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
たんぽぽクラブ	30	28	26	21	17	10	8
ひまわりクラブⅠ	40	40	39	39	42	39	31
ひまわりクラブⅡ	40	32	32	28	48	33	28
やえざくらⅠクラブ	40	38	40	42	40	34	20
やえざくらⅡクラブ	40	41	43	43	42	39	19
なのはな	20	19	12	21	17	19	15
たきご	20	25	29	24	22	14	13
合計	-	223	221	218	228	188	134

資料：子育て健康課調べ（各年度末現在）

(6) 家庭児童相談員相談事業

家庭児童相談員による相談件数は、平成24年度以降、おおむね減少傾向となっており、令和3年度には262件となっています。令和3年度では「家族関係」が167件と最も多く、次いで分類されない「その他」が78件などとなっています。

(件)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
性格・生活	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0
知能・言語	10	0	1	0	0	1	2	2	3	9
学校生活	94	59	87	54	26	19	26	37	42	8
家族関係	189	142	129	110	87	119	108	99	84	167
環境・福祉	19	13	3	9	6	0	0	0	0	0
心身障害	0	0	4	6	2	0	0	0	0	0
その他	99	118	73	115	163	131	153	121	111	78
合計	414	332	297	294	284	272	289	259	240	262

資料：子育て健康課 子ども家庭総合支援センター調べ（各年度末現在）

(7) 虐待通告

虐待通告件数は、平成24年度以降、増減を繰り返しており、令和3年度には18件となっています。通告のあった虐待については、いずれの年度も、全て対応にあたっています。

(件)

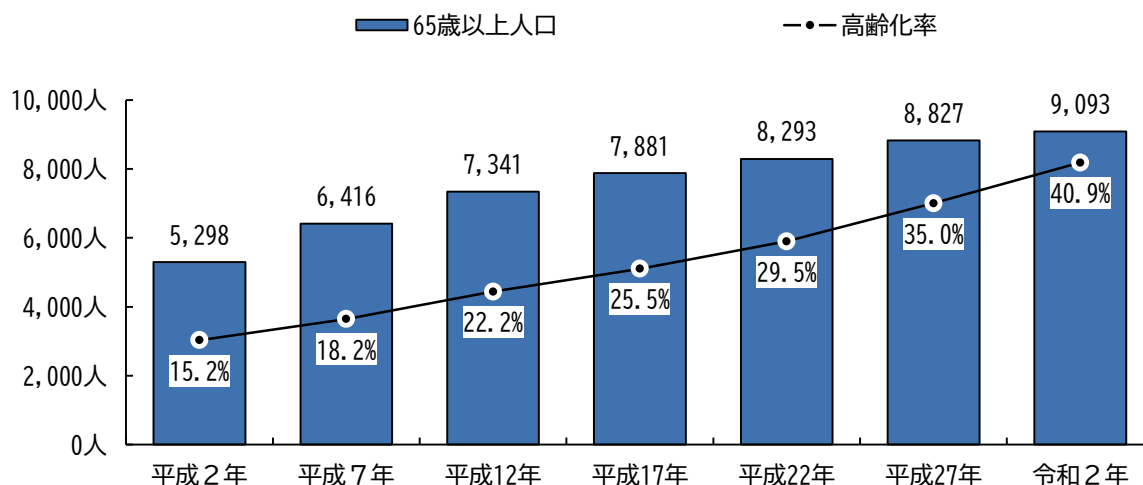
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
通告	4	0	13	13	17	5	15	17	11	18
処遇	4	0	13	13	17	5	15	17	11	18

資料：子育て健康課 子ども家庭総合支援センター調べ（各年度末現在）

3. 高齢者を取り巻く状況

(1) 65歳以上人口と高齢化率

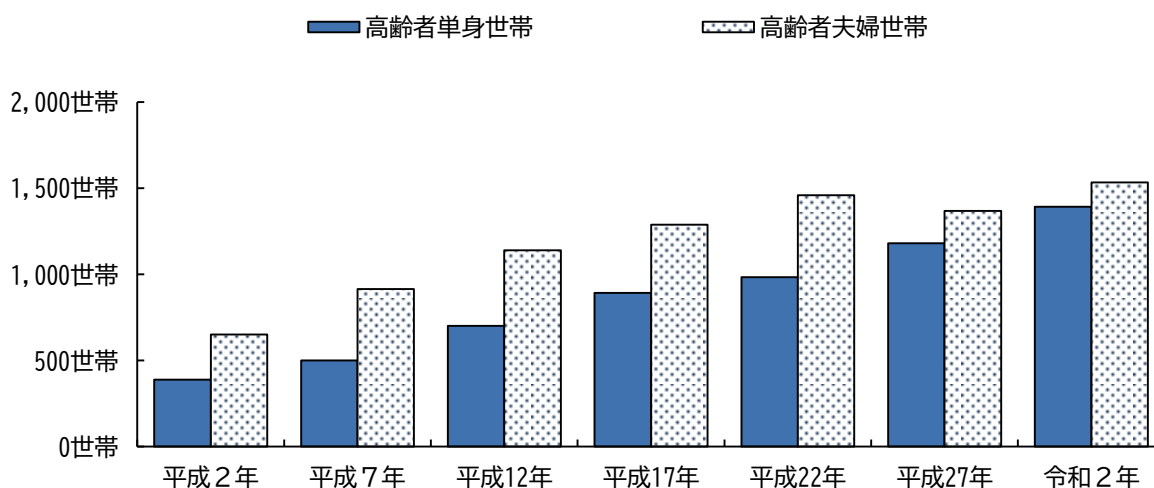
国勢調査による65歳以上人口の推移をみると、増加の一途をたどっており、令和2年には9,093人と、平成2年と比較すると3,795人の増加となっています。高齢化率は令和2年で40.9%と、3人に1人以上が高齢者となっています。



資料：国勢調査

(2) 65歳以上高齢者世帯

高齢者世帯の状況は、高齢者単身世帯は増加傾向にあり、令和2年には1,393世帯となっています。高齢者夫婦世帯も同様に増加傾向にあり、令和2年には1,534世帯となっています。



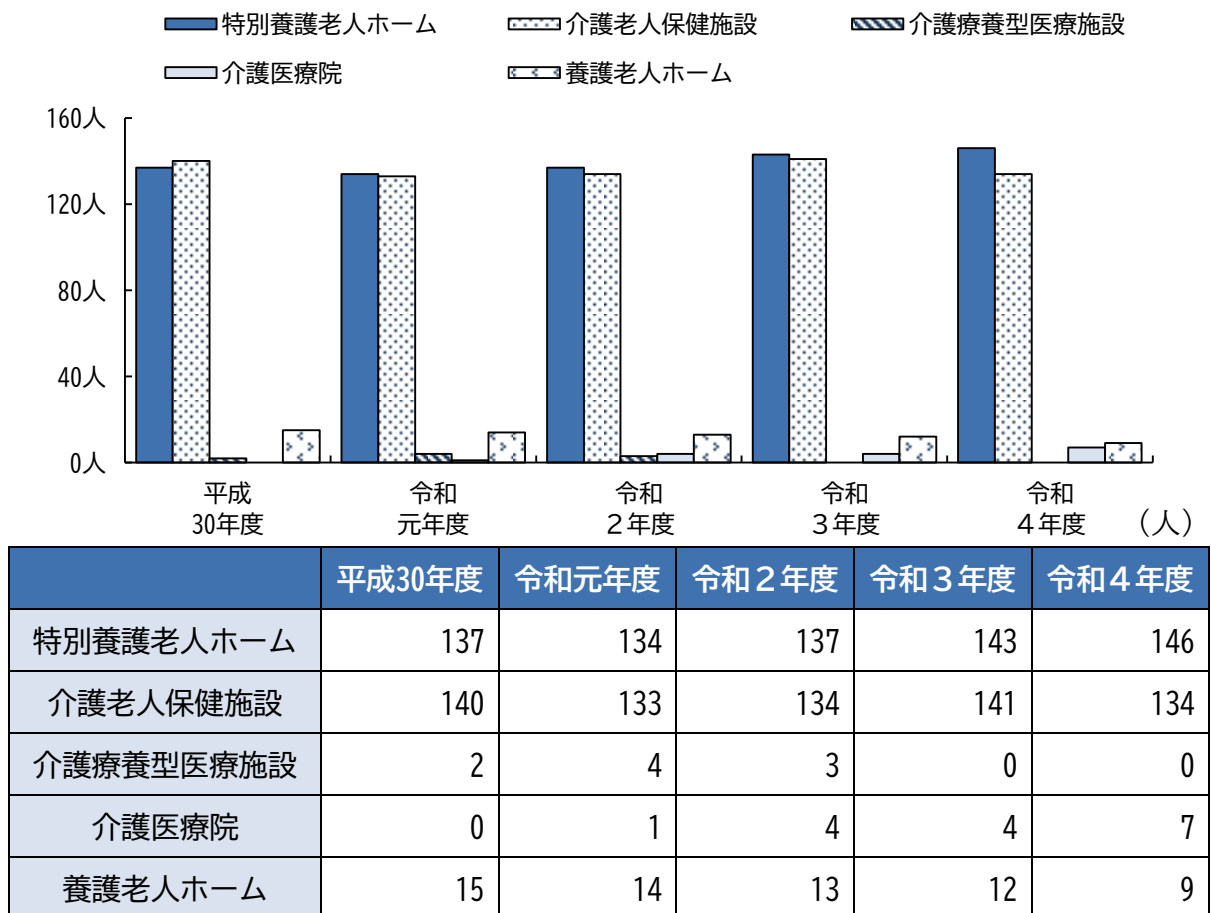
(世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢者単身世帯	388	500	700	892	983	1,180	1,393
高齢者夫婦世帯	651	915	1,140	1,288	1,460	1,368	1,534

資料：国勢調査

(3) 施設入所

高齢者の施設入所状況は次の表のとおりです。



資料：福祉介護課調べ（各年4月1日現在）

（養護老人ホームは各年度末現在・令和4年度は11月末現在）

(4) 特別養護老人ホーム待機者

特別養護老人ホーム待機者の状況は次の表のとおりです。

平成27年度より、特別養護老人ホームへの入所は要介護認定3以上に限定されることとなりました。表は要介護3～5以外の方も含んでいます。

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在宅	178 (88)	190 (121)	197 (108)	185 (106)	173 (114)
老健施設	68 (42)	20 (14)	68 (51)	62 (45)	60 (44)
病院	12 (10)	17 (13)	8 (5)	13 (10)	9 (9)
その他	19 (9)	14 (6)	11 (5)	11 (6)	7 (2)

資料：山梨県特別養護老人ホーム待機者調査（各年4月1日現在）

()内は要介護3～5の待機者数

(5) 要介護認定

本市における要介護認定者の状況は、高齢化率の上昇、制度の深化にともなう需要の増加から、増加傾向にあります。

(人)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
要支援1	90	100	81	80	87	85
要支援2	137	151	147	148	139	135
要介護1	350	337	346	369	392	406
要介護2	248	256	253	266	289	295
要介護3	222	245	249	298	298	285
要介護4	198	213	210	209	210	216
要介護5	146	136	132	135	125	119
合計	1,391	1,438	1,418	1,505	1,540	1,541
第1号被保険数	9,314	9,378	9,463	9,441	9,452	9,371
認定率	14.9	15.3	15.0	15.9	16.3	16.4

資料：見える化システム（各年度末現在・令和4年度は10月末現在）

(6) 在宅要援護者

在宅の要援護者の状況は、次の表のとおりです。

(人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
在宅一人暮らし 高齢者	1,151	1,173	1,207	1,274	2,014	2,070
在宅寝たきり 高齢者	363	360	390	355	223	242
認知症高齢者 (在宅)	906	958	900	1,052	853	870
認知症高齢者 (施設)	98	157	131	151	387	404
若年性認知症 (在宅)	9	10	14	7	7	7
若年性認知症 (施設)	3	4	3	4	4	3

資料：高齢者福祉基礎調査（各年4月1日現在）

（令和3年度より集計方法を変更）

(7) 主な在宅高齢者福祉支援サービスと事業

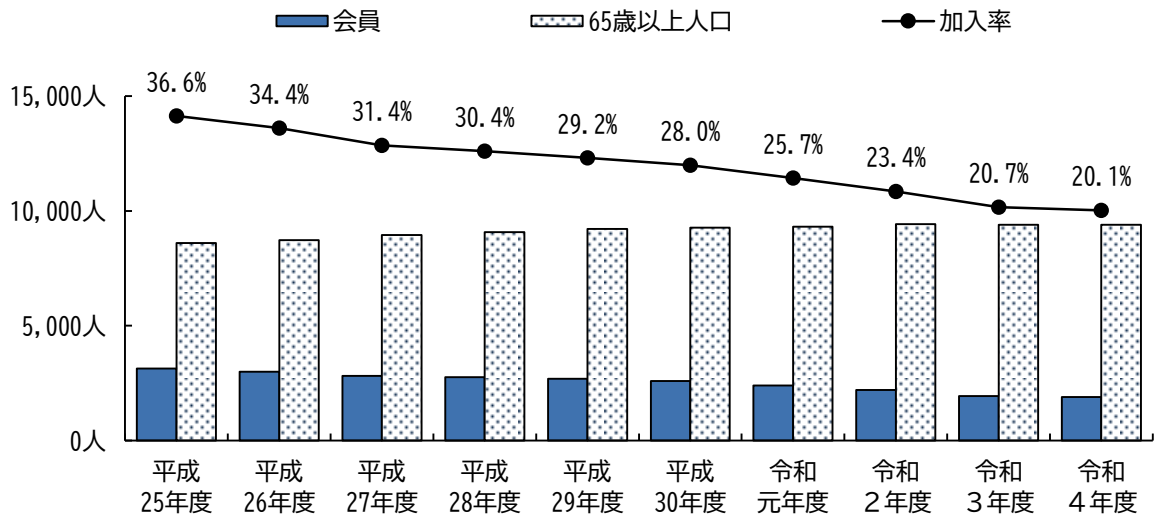
在宅高齢者のための主な福祉支援サービスは、ひとり暮らし高齢者の安否の確認を兼ねた訪問や介護者への支援、生きがいつくりの支援など、下表のとおり実施しています。

サービス名	サービス内容	備考
ふれあい ペンダント	65歳以上の虚弱な高齢者世帯に緊急通報システムを設置。緊急時にNPO法人山梨県見守りセンターとの連絡を速やかに行う。	緊急通報システム 利用者39人
配食サービス	食事の調理が困難な高齢者世帯に提供し、同時に安否確認を行う。	週3回限度 負担金 非課税世帯300円 課税世帯 400円
友愛訪問活動	ひとり暮らし高齢者や、見守りが必要な高齢者等に月に1回民生委員がお弁当を届けながら安否確認を行う。	利用者数86人 無料
家族介護用品支給	在宅で寝たきり高齢者を抱える世帯に対し、オムツを支給する。	利用者数28人 R3年度総支給数 303セット
要援護高齢者 外出支援サービス	医療機関等へ外出する65歳以上で介護認定を受けている方で、住民税が非課税の方のタクシー初乗り料金を支援する。	年間24枚限度 登録者数25名 R3年度利用数272枚
閉じこもり予防 健康教室 (ミニデイサービス)	65歳以上の高齢者を対象に、趣味活動を主体にレクリエーション・日常動作訓練等を行い、閉じこもり・認知症予防を図る。	R3年度延べ利用者数 948名 10地区の公民館等 年間各地区12回
集いどころ 「スマイル」	健康体操や物づくり、手遊び、趣味の活動、茶話会等、参加者の主体性に沿う活動を行う。	1グループ46回 3グループ/年 延べ年間138回
笑いの家 とのうえ	65歳以上の方なら、誰でも通って過ごせる「家」であり、お茶や会話や体操などを行う。	月曜～金曜 11時～2時30分まで
ふれあい・ いきいきサロン	地区民生委員の協力を得て、閉じこもりがちな高齢者が一堂に会し、お茶飲みやレクリエーションを行う。地区公民館や一般家庭を利用する。	市内45箇所
高齢者訪問理美容助成	心身の障害及び疾病等の理由により理美容院に出向くことが困難な高齢者に対し、居宅において訪問理美容を受けた場合、費用の一部を助成する。	1回につき3,000円 年間3回まで助成
家族介護者 支援事業	介護に当たっている家族介護者を対象に、交流会や介護教室を開催する。	年間12回開催 R3年度延べ参加者数 169名

資料：福祉介護課調べ（令和4年12月末現在）

(8) 老人クラブ

会員数が緩やかに減少傾向であり、これにともなってクラブ数も減少しています。65歳以上の人口は増加傾向であるため、加入率の低下が続いています。



(クラブ・人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
クラブ	76	75	74	73	71	70	66	59	59	59
会員	3,143	3,000	2,811	2,759	2,693	2,592	2,399	2,202	1,942	1,891
65歳以上人口	8,597	8,720	8,951	9,080	9,216	9,265	9,319	9,418	9,396	9,399

資料：福祉介護課（クラブ・会員数は市社会福祉協議会）調べ
（各年5月末現在・65歳以上人口は各年4月1日現在）

4. 障害のある人を取り巻く状況

(1) 身体障害者手帳の所持者

身体障害者手帳の交付状況は減少傾向にあります。

障害の種類別の状況を見ると、いずれの種類もやや減少傾向となっており、令和4年度では肢体不自由が425人と最も多くなっています。

障害の等級別の状況を見ると、いずれの等級もやや減少傾向となっており、令和4年度では1級が360人と最も多くなっています。

(人)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
視覚障害	70	64	63	63	61	61	65	61	61	61
聴覚・平衡 機能障害	91	91	92	93	94	95	101	103	104	101
音声・言語・ そしゃく機能障害	13	12	13	12	12	13	14	14	15	12
肢体不自由	541	540	555	539	524	508	497	465	433	425
内部障害	435	434	382	390	383	396	392	426	361	372
合計	1,150	1,141	1,105	1,097	1,074	1,073	1,069	1,069	974	971

資料：成果説明（各年度末現在・令和4年度は12月1日現在）

(人)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1級	413	411	422	416	420	409	388	374	353	360
2級	162	161	162	159	149	145	153	137	130	133
3級	171	166	167	163	157	156	163	157	161	150
4級	304	303	256	261	252	265	263	296	239	237
5級	50	50	50	49	48	46	50	52	47	45
6級	50	50	48	49	48	52	52	53	44	46
合計	1,150	1,141	1,105	1,097	1,074	1,073	1,069	1,069	974	971

資料：成果説明（各年度末現在・令和4年度は12月1日現在）

(2) 療育手帳の所持者

療育手帳の交付状況は増減を繰り返しています。

障害の程度別の状況を見ると、いずれの程度も増減を繰り返しており、令和4年度ではA（最重度・重度）が116人、B（中度・軽度）が129人となっています。

(人)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
A (最重度・重度)	131	83	122	120	121	118	120	110	113	116
B (中度・軽度)	133	107	124	126	129	127	129	126	128	129
合計	264	190	246	246	250	245	249	236	241	245

資料：成果説明（各年度末現在・令和4年度は12月1日現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳の所持者

精神障害者保健福祉手帳の交付状況は増減を繰り返しています。

障害の等級別の状況を見ると、いずれの等級も増減を繰り返しており、令和4年度では2級が162人と最も多くなっています。

(人)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1級	37	36	24	22	27	25	23	25	25	27
2級	128	137	130	140	144	151	150	160	160	162
3級	31	40	32	29	36	37	34	36	34	40
合計	196	213	186	191	207	213	207	221	219	229

資料：成果説明（各年度末現在・令和4年度は12月1日現在）

(4) 地域生活支援事業

障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性やサービスを利用する方の状況に応じた柔軟な形態による地域生活支援事業として、以下の事業を実施しています。

サービス名	サービス内容
相談支援事業	基幹相談支援センターの相談員による相談対応と相談事業委託事業者である社会福祉法人山の都福祉会による相談対応を行う。
意思疎通支援事業	山梨県立視覚障害者情報センターに委託し、聴覚障害者への手話通訳者の派遣を行う。 登録者7名
移動支援事業	社会参加のための外出を支援する。 8事業者に委託
地域活動支援センター	障害者の自立と社会参加の推進のため、特定非営利活動法人こわざと、一般社団法人デマンド・アンド・ケアに委託
社会参加促進事業	大月市社会福祉協議会へ障害者の生きがづくり、社会参加交流事業等を委託
日常生活用具給付事業	障害の種類、程度に応じて日常生活用具を給付

資料：福祉介護課調べ（令和4年4月現在）

5. 災害時要援護者登録

(1) 災害時要援護者登録

障害のある人やひとり暮らし高齢者などが、災害が起こったときに、地域の中の支援を受けられることで、安心して暮らしていける地域の体制を図ることを目的として、災害時要援護者登録制度に取り組んでいます。登録の状況は下表のとおりです。

(人)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
登録者数	281	306	311	301	304	309	266	257	191	193

資料：大月市社会福祉協議会調べ（各年度末現在、令和4年度は11月末現在）

6. 地域を取り巻く状況

(1) 市内社会福祉団体

市内の社会福祉団体として、以下の団体が活動しています。

名称	会員数	活動内容
大月市 社会福祉協議会	7,958世帯	地域住民や民間団体などの協力のもと、ともに考え実行し、様々な形で参加してもらいながら、地域福祉推進・向上のための様々な事業を行っています。現在、市内に10地区社会福祉協議会があり、地域に根ざした活動を行っています。
大月市 ボランティア協議会	7団体 202人	市内でボランティア活動を実践している団体やサークルで構成されている協議会です。
大月市 老人クラブ連合会	1,884名	本格的な高齢社会の中、「友愛・健康・奉仕」の三大事業をはじめ、学習、交流、文化、伝承等様々な活動を展開しています。
山梨県共同募金会 大月市支会	8,793件	赤い羽根共同募金会の事務局として、募金や広報活動を行っています。市民等からいただいた募金は、草の根のボランティア活動の支援をはじめとして、社会福祉協議会や福祉団体・施設など、民間の社会福祉事業の推進のために役立てられます。
大月市 民生委員児童委員 協議会	119名	民生委員児童委員は、地域住民からの地域福祉に関わる相談に応じ、様々な支援を行います。また、地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりを目指しています。
大月市 障がい者福祉の会	110世帯	市内の3つの福祉団体、大月市障がい者福祉会、大月市心身障害児者を守る父母の会、大月市精神障害者家族会山ゆりの会が障害の種別の枠を超え、統合しています。事務局は社会福祉協議会で行い、様々な形での支援等を行っています。スポーツ推進事業や生きがい事業などの事業を行っており、会員相互の交流や親睦、情報交換等を図っています。
日本赤十字社 山梨県支部 大月市地区	16法人 5,735世帯	日本赤十字社山梨県支部大月市地区では、日本赤十字社社員の募集、災害時の義援金の受付、各種講習会の参加募集などの業務を行っています。

資料：大月市社会福祉協議会（日赤は福祉課福祉総務担当）調べ（令和4年12月現在）

(2) ボランティア活動

サークルボランティア活動は、手話や、手芸、朗読、点字といった自主学習を行いながら、学校依頼の行事への参加や、独自に催しを開催しています。

地区ボランティアにおいては、各地区でのネットワークの一角を担い、各団体とともに、社会福祉協議会への協力や住みよいまちづくりのための花植え、サロンの開設、清掃等の様々な計画により活動しています。

(団体・人)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
登録団体	18	18	19	19	20	21	21	22	25	25
登録人員	624	557	577	592	606	615	583	607	529	507

資料：大月市社会福祉協議会調べ（各年4月末現在）

大月市ボランティア協議会加盟団体			未加入団体	
地区ボランティア	5団体	202名	18団体	305人
ボランティアサークル	2団体			

資料：大月市社会福祉協議会調べ（各年4月末現在）

(3) 民生委員児童委員

民生委員児童委員の人数を地区別にみると、世帯数におおむね比例しており、大月地区で23人と最も多くなっています。

また、主任児童委員は、各地区に1人から2人設置されています。

(人)

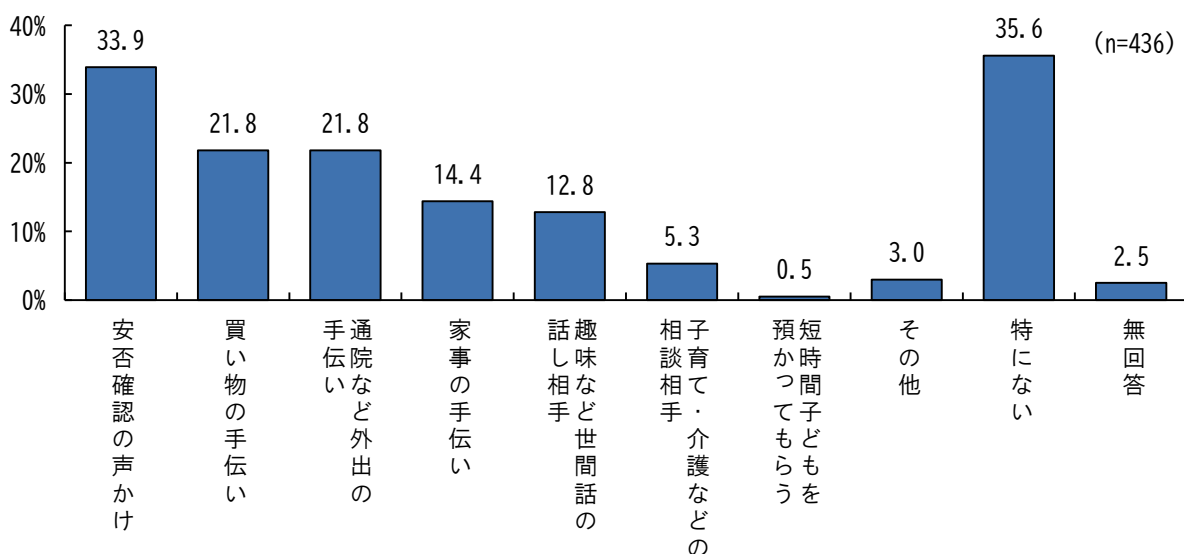
	笹子	初狩	大月	賑岡	七保	猿橋	富浜	梁川	合計
民生委員児童委員	7	10	23	12	20	21	18	8	119
うち主任児童委員	1	1	2	2	2	2	2	1	13

資料：福祉介護課調べ（定員数）

7. アンケート結果からみる大月市の地域福祉の状況

(1) 日常生活が不自由になった時に、近所の人にお手伝いしてほしいこと -----

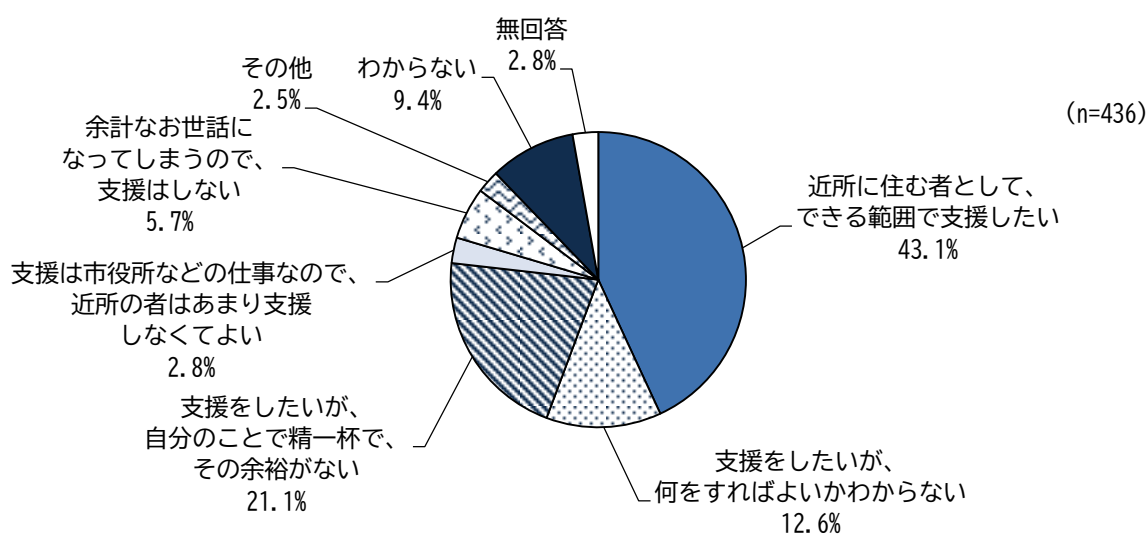
問 あなたは、日常生活が不自由になった場合（例：病気、ケガなど）、近所の人にどのようなお手伝いをしてほしいと思いますか。（いくつでも○）



「安否確認の声かけ」が33.9%と最も多く、次いで「買い物の手伝い」と「通院など外出の手伝い」が21.8%、「家事の手伝い」が14.4%などとなっています。また、「特にない」が35.6%となっています。

(2) 近所への支援に対する考え -----

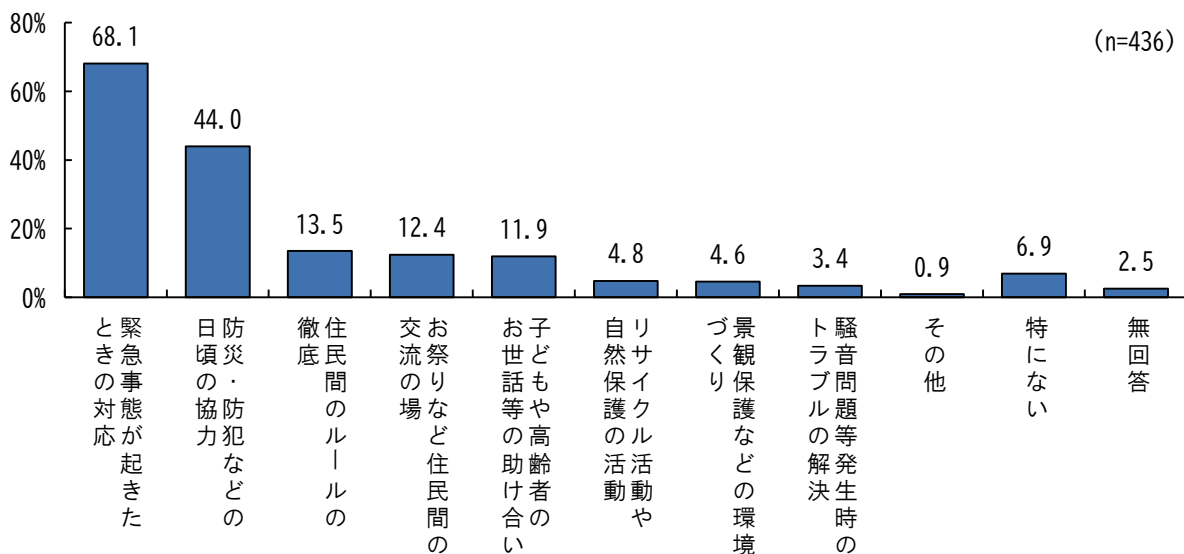
問 近所に住む「ひとり暮らしの高齢者」、「ねたきりの高齢者や障がいのある人のいる家族」、「子育てをしている家族」などに対する支援（日常生活上のお手伝いなど）について、あなたの考えに最も近いものをお選びください。（1つに○）



「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が43.1%と最も多く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯で、その余裕がない」が21.1%、「支援をしたいが、何をすればよいかわからない」が12.6%などとなっています。

(3) 地域社会の役割に期待すること

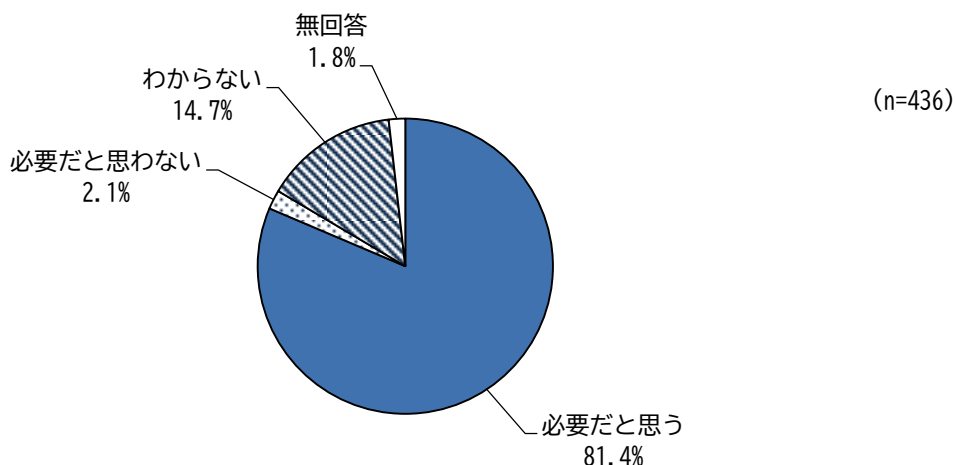
問 あなたは地域社会の役割についてどのようなことを期待しますか。(2つまで○)



「緊急事態が起きたときの対応」が68.1%と最も多く、次いで「防災・防犯などの日頃の協力」が44.0%、「住民間のルールの徹底」が13.5%などとなっています。

(4) 住民の自主的な協力関係の必要性

問 あなたは、地域社会での生活で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思いますか。(1つに○)

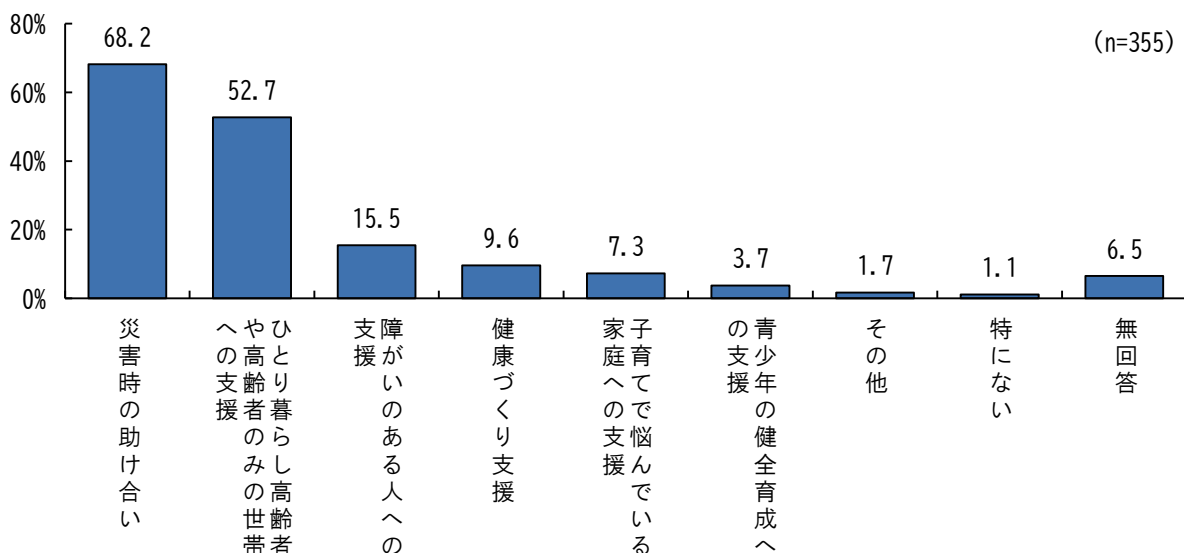


「必要だと思う」が81.4%、「必要だと思わない」が2.1%、「わからない」が14.7%となっています。

(5) 地域の人たちの協力が特に必要な問題

問 地域の人たちが協力して、取り組んでいくことが特に必要な問題は、どのようなことだと思いますか。(2つまで○)

※上記(住民の自主的な協力関係の必要性)で「1 必要だと思う」と回答した方

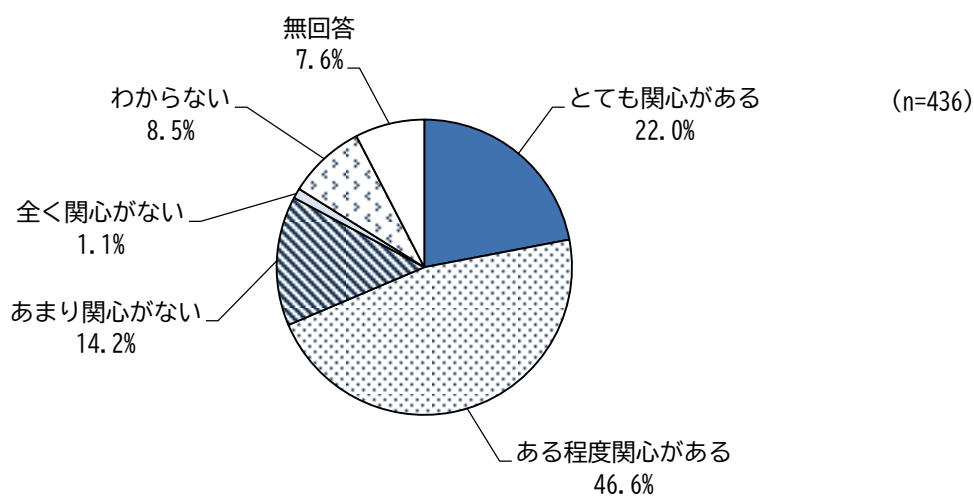


「災害時の助け合い」が68.2%と最も多く、次いで「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への支援」が52.7%、「障がいのある人への支援」が15.5%などとなっています。

(6) 福祉の関心度

問 あなたは、「福祉」に関心がありますか。(1つに○)

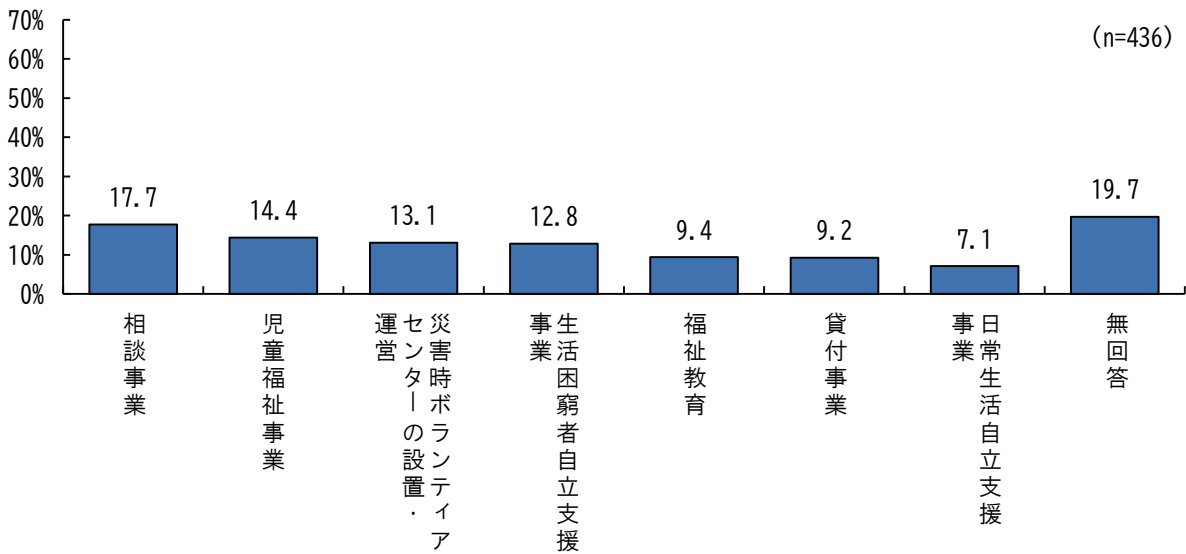
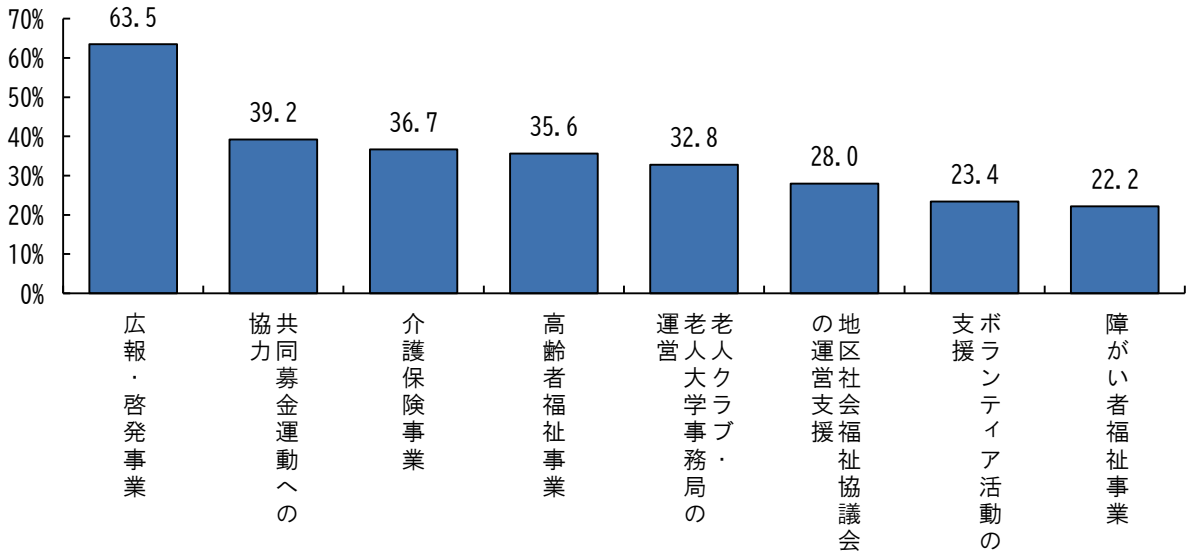
(1つに○)



「ある程度関心がある」が46.6%と最も多く、次いで「とても関心がある」が22.0%、「あまり関心がない」が14.2%などとなっています。

(7) 大月市社会福祉協議会が行っている活動について知っているもの -----

問 大月市社会福祉協議会が行っている主な活動について知っているものに○をつけてください。(いくつでも○)

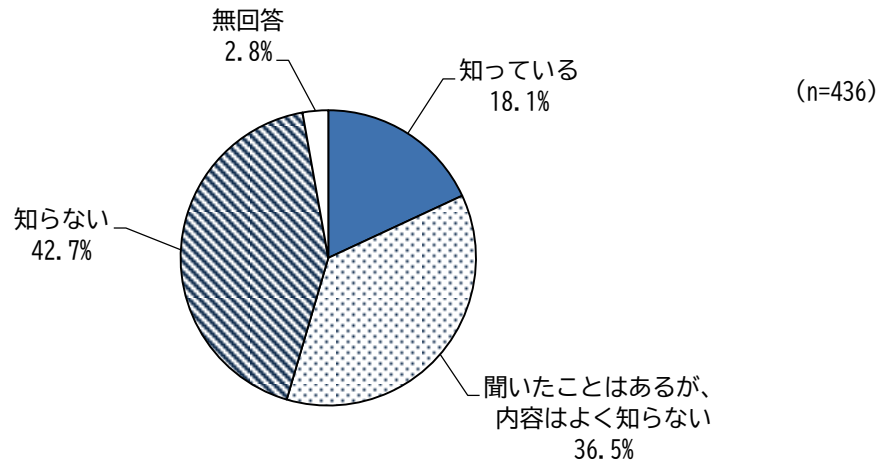


「広報・啓発事業」が63.5%と最も多く、次いで「共同募金運動への協力」が39.2%、「介護保険事業」が36.7%などとなっています。

(8) 更生保護の認知

問 あなたは更生保護という言葉を知っていますか。

(1つに○)

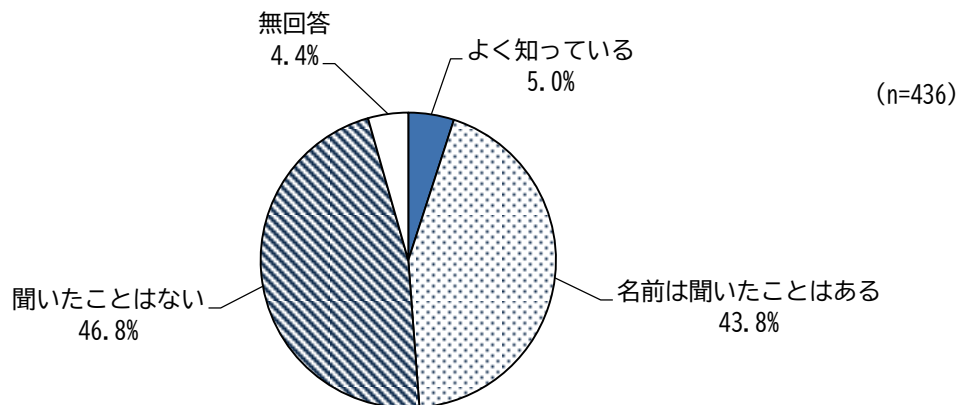


「知っている」が18.1%、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が36.5%、「知らない」が42.7%となっています。

(9) 再犯防止啓発事業の認知

問 あなたは再犯防止啓発事業を知っていますか。

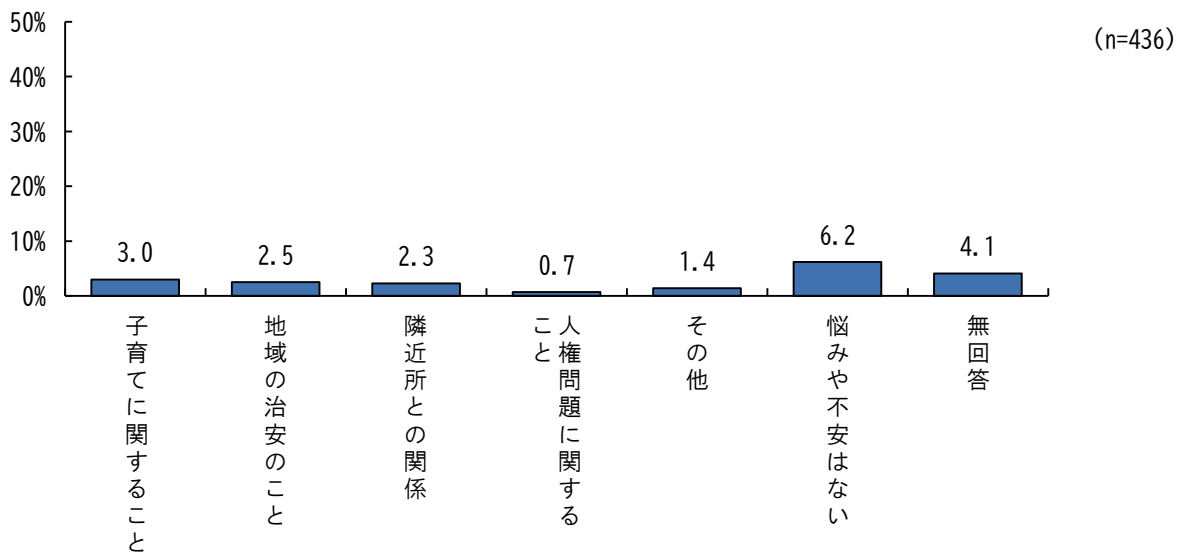
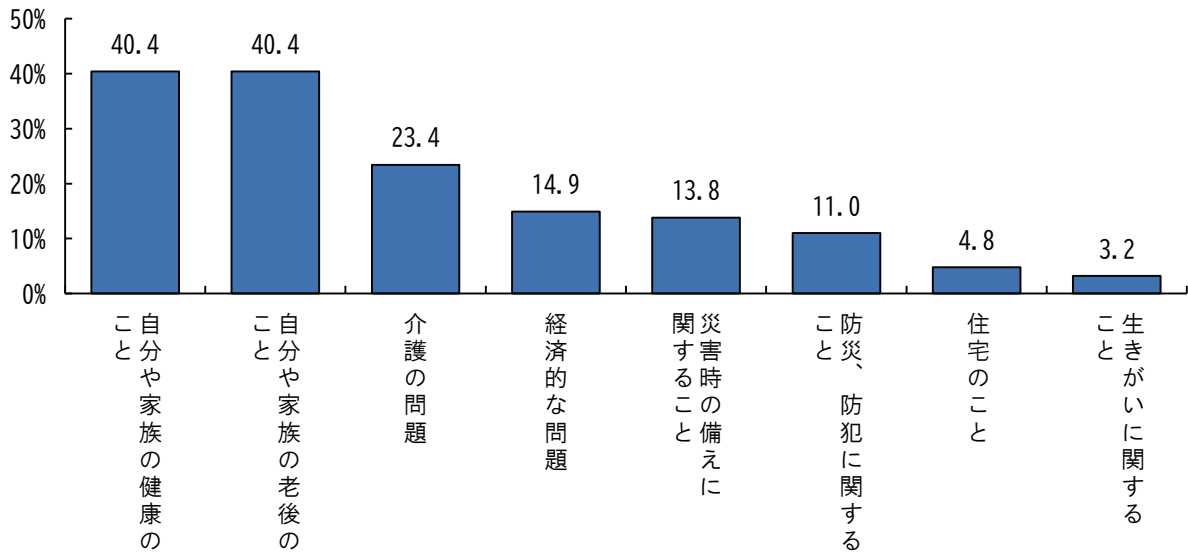
(1つに○)



「よく知っている」が5.0%、「名前を聞いたことはある」が43.8%、「聞いたことはない」が46.8%となっています。

(10) 悩みや不安なこと

問 あなた、あるいはご家族は現在、日々の生活において、主にどのような悩みや不安を感じていますか。
(2つまで○)

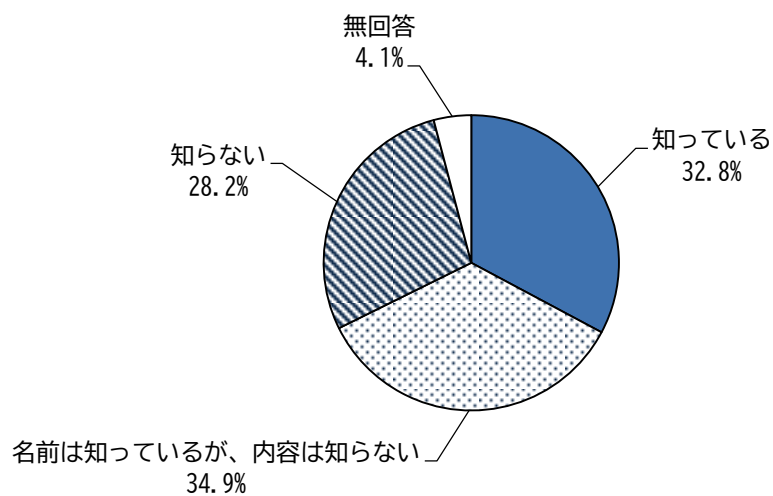


「自分や家族の健康のこと」と「自分や家族の老後のこと」が40.4%と最も多く、次いで「介護の問題」が23.4%、「経済的な問題」が14.9%などとなっています。

(11) 成年後見制度の認知

問 あなたは、成年後見制度を知っていますか。

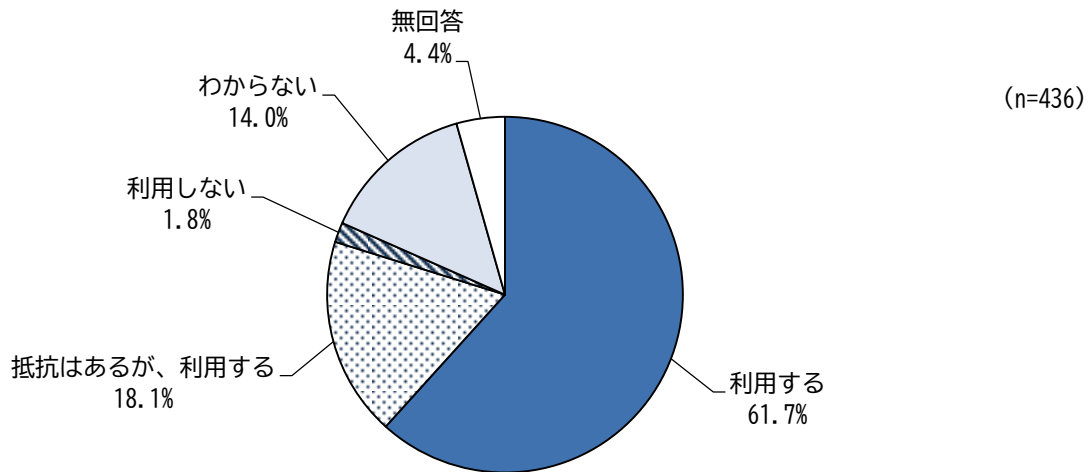
(1つに○)



「知っている」が32.8%、「名前を知っているが、内容は知らない」が34.9%、「知らない」が28.2%となっています。

(12) 福祉サービスの利用意向

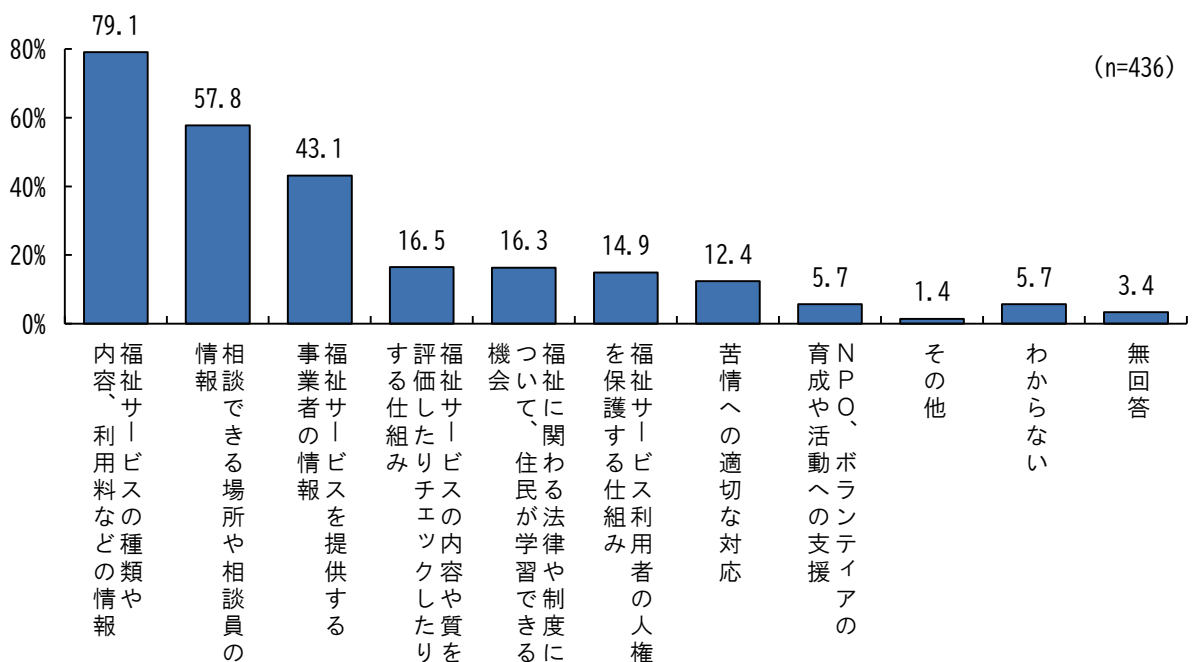
問 あなた自身やあなたの家族に、福祉サービスが必要になったとき、すぐにサービスを利用しますか。
(1つに○)



「利用する」が61.7%、「抵抗はあるが、利用する」が18.1%、「利用しない」が1.8%、「わからない」が14.0%となっています。

(13) 福祉サービスを安心して利用するために必要なこと

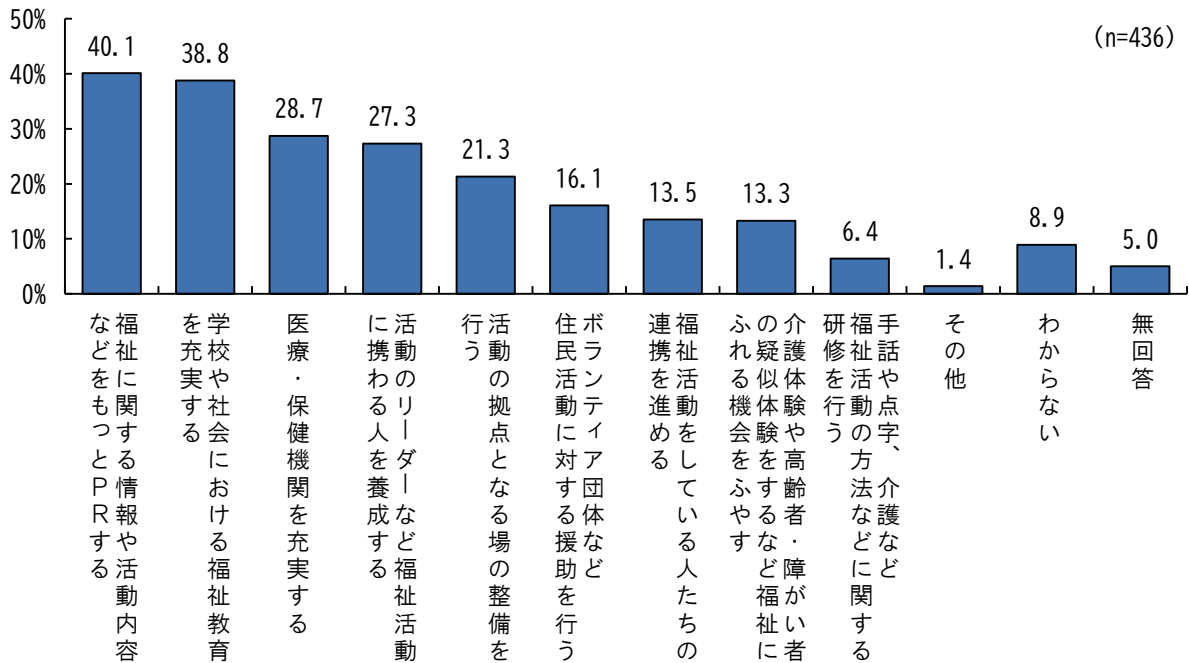
問 福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。
(いくつでも○)



「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」が79.1%と最も多く、次いで「相談できる場所や相談員の情報」が57.8%、「福祉サービスを提供する事業者の情報」が43.1%などとなっています。

(14) 地域の助け合いや福祉活動に必要なこと

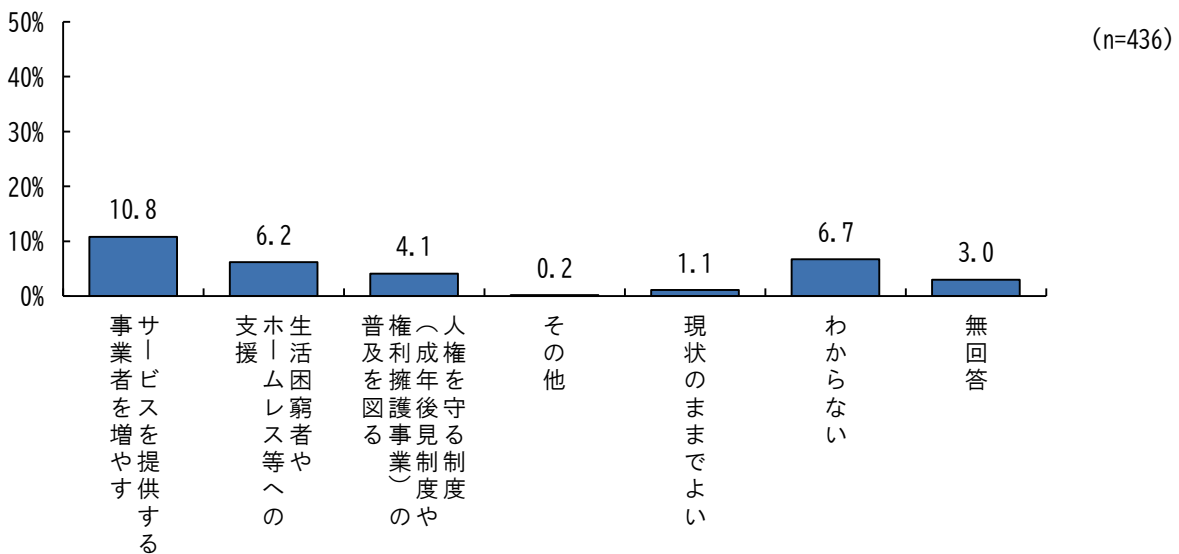
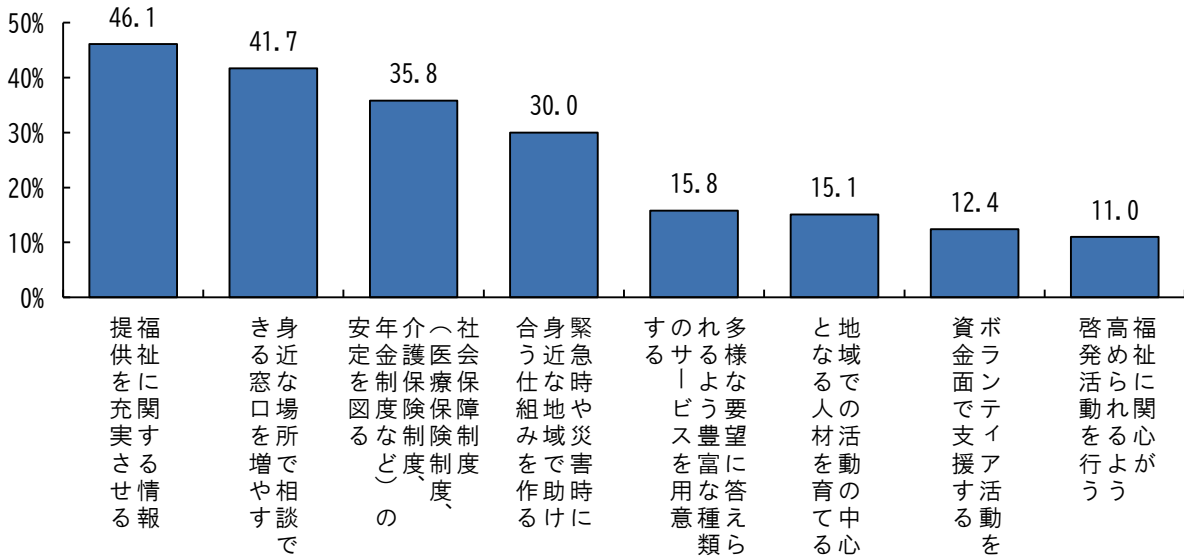
問 地域の助け合いや福祉活動を進めるために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。
(3つまで○)



「福祉に関する情報や活動内容をもっとPRする」が40.1%と最も多く、次いで「学校や社会における福祉教育を充実する」が38.8%、「医療・保健機関を充実する」が28.7%などとなっています。

(15) 安心・安全を実感できるまちづくりに重要と思う取り組み -----

問 安心・安全を実感できるまちづくりに向けて、市の福祉施策として、どのような取り組みが重要だと考えますか。 (3つまで○)



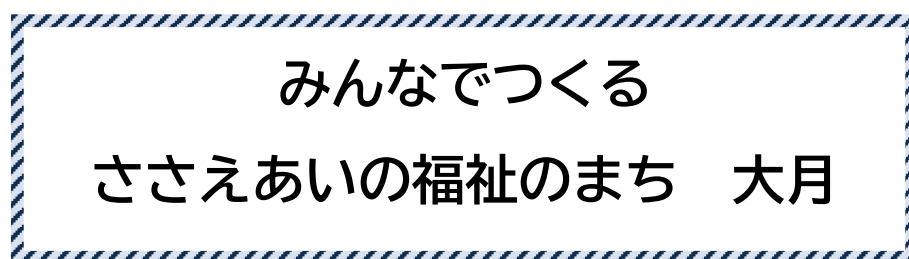
「福祉に関する情報提供を充実させる」が46.1%と最も多く、次いで「身近な場所での相談できる窓口を増やす」が41.7%、「社会保障制度（医療保険制度、介護保険制度、年金制度など）の安定を図る」が35.8%などとなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

地域福祉においては、制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現や従来のアプローチでは対応できなかった福祉課題を解決するための包括的な支援が求められています。

本市ではこれまで「みんなでつくる ささえあいの福祉のまち 大月」を基本理念とし、地域福祉に関する施策を総合的に展開してきました。この考え方は地域共生社会や包括的な支援体制の実現に通じる考え方です。以上より、大月市第4次地域福祉計画においてもこれまでの理念を踏襲し、計画を推進していきます。



2. 計画の基本目標

「みんなでつくる ささえあいの福祉のまち 大月」という基本理念のもと、以下の3つを基本目標に定め、大月市らしい地域福祉の推進を目指します。

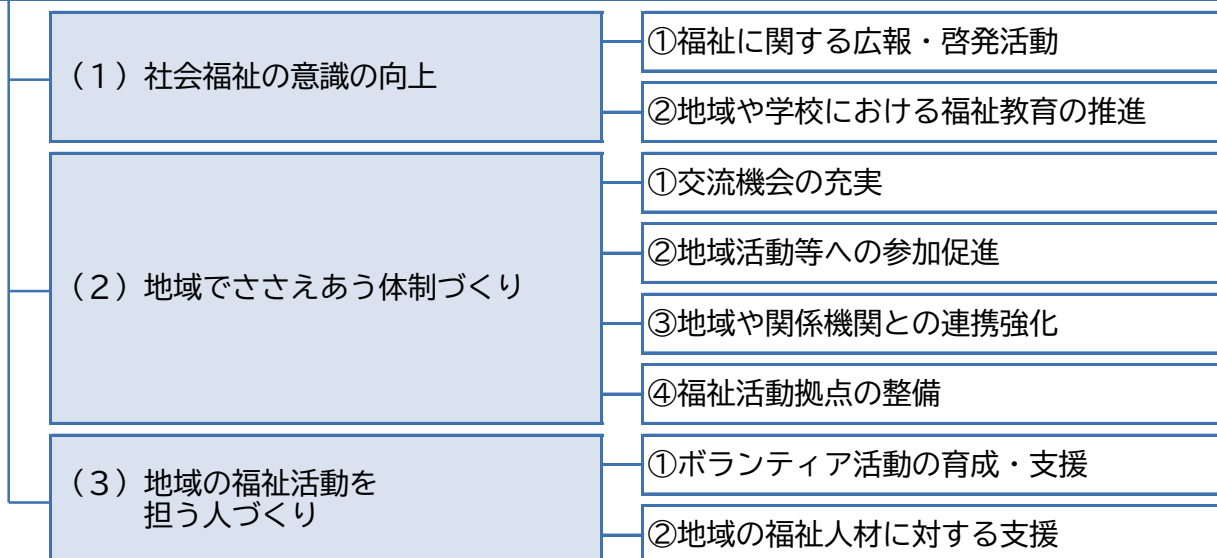
基本目標1 ともにささえあう地域づくり

基本目標2 だれもが適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

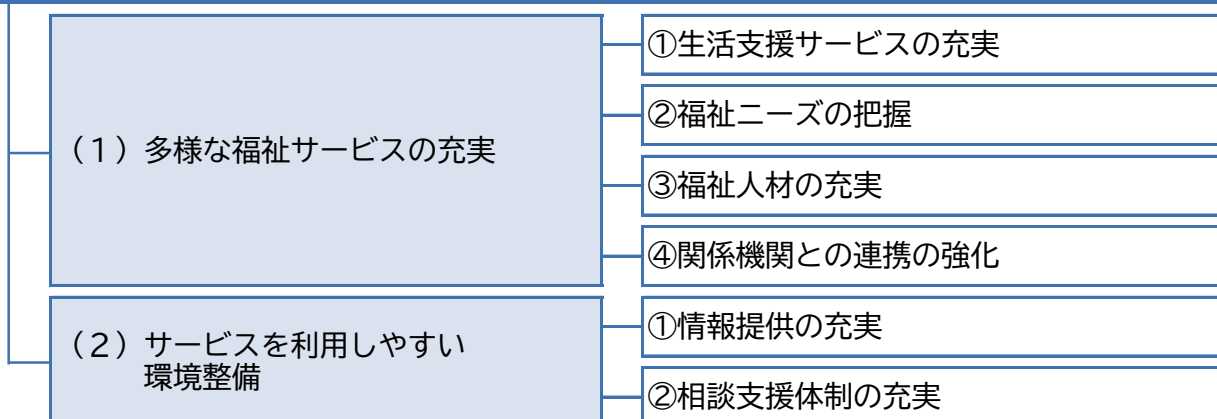
基本目標3 すべての住民が安心・安全を実感できる地域環境づくり

3. 施策の体系

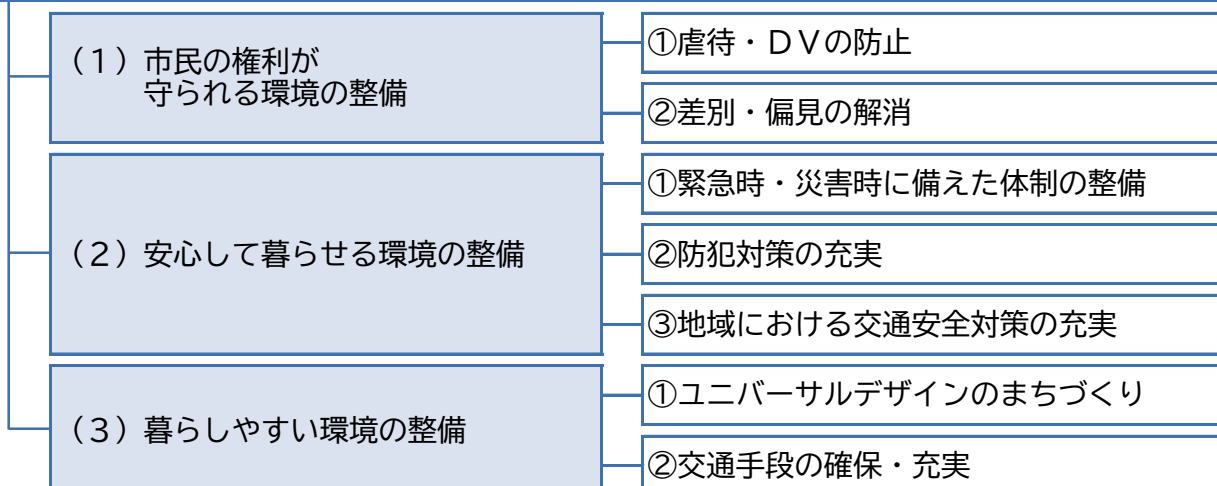
1. ともにささえあう地域づくり



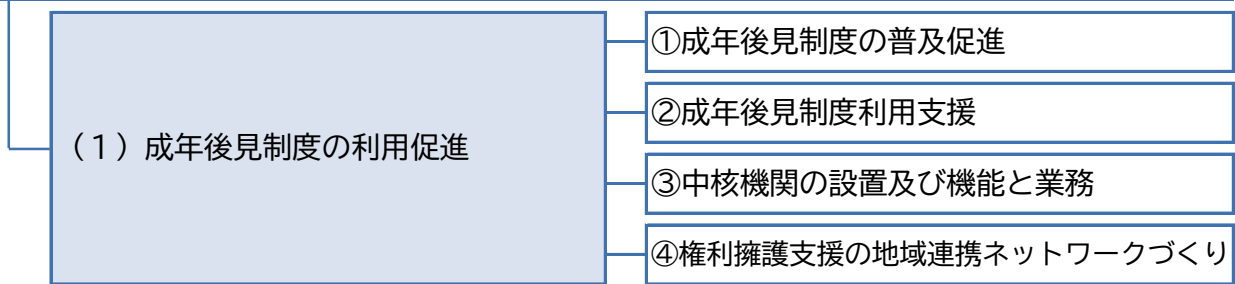
2. だれもが適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり



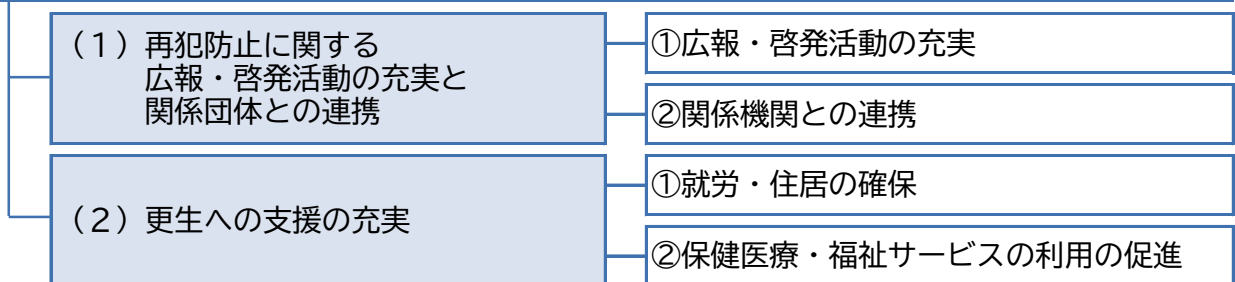
3. すべての住民が安心・安全を実感できる地域環境づくり



成年後見制度利用促進計画



再犯防止推進計画



第4章 施策の方向

基本目標1. とともにささえあう地域づくり



(1) 社会福祉の意識の向上

地域共生社会の実現にあたっては、市民が福祉に関する正しい理解を深め、社会福祉に関する意識を高めていくことが必要です。しかし、ライフスタイルの変化等により、福祉に関して学ぶ場や機会が少なくなっているという課題もあります。アンケート調査における福祉の関心度は「とても関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた『関心がある』が68.6%と多くなっていますが、「あまり関心がない」と「全く関心がない」を合わせた『関心がない』が15.3%と一定程度存在することから、福祉に関する意識を高めることが必要であることがわかります。

福祉に関する広報・啓発活動、地域や学校における福祉教育の推進を通して、市民の社会福祉意識の向上を図ります。

①福祉に関する広報・啓発活動

- 社会福祉協議会と連携して、地域共生社会の実現や福祉に対する意識を様々な機会を通じて普及・啓発していきます。
- 様々な福祉に関する問題についての正しい理解と認識を深めるために、福祉に関する意識の普及・啓発を行います。
- ホームページや広報誌、SNS等の様々な媒体を通じた情報発信を行うとともに、多くの住民の目に留まるような工夫を凝らした情報発信を展開していきます。

②地域や学校における福祉教育の推進

- 世代間交流や生涯学習事業等を通じて、地域における人権尊重の正しい理解の浸透を図ります。
- 道徳や人権に関する教室等を通じて、児童・生徒の発達段階等に応じた福祉教育を推進します。
- 学校と地域の組織的な連携・協働体制の継続のための組織であるコミュニティ・スクールを全市に拡大していきます。
- 地域の優れた人材を活用するふるさと大月教育人材バンク等を通じて、高齢者等の豊かな知識や経験を有する人材が学校教育や生涯学習の場で活躍できる環境を充実させます。

(2) 地域でささえあう体制づくり -----

地域でともにささえあう体制は地域共生社会の根幹である重要なものです。地域のつながりの希薄化等、地域においてささえあう意識や環境は大きく変化しており、いかに地域におけるつながりを深めていくかが地域共生社会の実現において必要となります。アンケート調査における住民の自主的な協力関係の必要性では、「必要だと思う」が81.4%と高くなっていますが、「必要だと思わない」が2.1%となっており、必要がないと考える人がいることがわかります。

交流機会の充実、地域活動等への参加促進、地域や関係機関との連携強化、福祉活動拠点の整備を通じて、地域でささえあう体制づくりを推進していきます。

①交流機会の充実

- 社会福祉協議会と連携し、性別、国籍、年齢、障害の有無等にかかわらず、様々な人と交流できる機会を充実させます。
- 交流機会やイベントに関する情報をホームページや広報誌、SNS等を活用して発信するとともに、イベントの内容をわかりやすく記載する等の工夫を行います。

②地域活動等への参加促進

- 社会福祉協議会と連携して、地域における福祉や伝統文化等に関する様々な地域住民による活動を支援していきます。
- 地域活動に関する情報を様々な情報媒体を用いて発信していきます。
- 生涯学習推進大会等の発表の場を充実させるとともに、より多くの住民が参加できるよう検討していきます。
- 地域の情報を収集・提供する体制を充実させることで、住民が自主的・自発的に社会活動に参加できる環境を整備していきます。

③地域や関係機関との連携強化

- 社会福祉協議会を中心に、地域や公民館活動、福祉に関わる様々な団体の連携を強化していきます。
- 地域と連携し、高齢者や障害のある人等の見守り活動や児童・生徒の登下校時の声かけ活動等を行います。
- 地域で活動するボランティア団体や関係団体に対して積極的な情報提供や活動の支援を行うとともに、NPO法人の育成を行います。

④福祉活動拠点の整備

- 総合福祉センター等の福祉施設の活用により、社会福祉協議会や福祉団体と連携した福祉サービスを提供するとともに、積極的な活用を推進していきます。
- 地区公民館における「お茶飲み会」等の交流活動を充実させます。
- 公共施設や利用可能な空きスペース等を福祉拠点として活用するとともに、空き地や空き家等も含めた地域の福祉拠点の整備に努めます。

(3) 地域の福祉活動を担う人づくり -----

地域における福祉活動を推進していくためには、地域の福祉活動を担う人材が必要不可欠です。少子高齢化の進行等により、地域活動を担う人材不足が課題となっていますが、これまでの福祉活動を担う人材を更に充実させるとともに、新たな担い手をいかに育成していくが重要となります。アンケート調査の近所への支援に対する考えでは「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が43.1%と最も多くなっており、支援したいと考える人を増やしていくことが必要です。

ボランティア活動の育成・支援、地域の福祉人材に対する支援を通じて、地域の福祉活動を担う人づくりを推進します。

①ボランティア活動の育成・支援

- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座などを実施し、災害ボランティア等の様々なボランティアの育成及び養成を行います。
- ボランティア活動の必要性を幅広い年代に啓発するとともに、ボランティアリーダー研修を実施します。
- ボランティアセンターを中心に、ボランティアの育成や支援、交流機会の充実等を行います。
- ボランティアコーディネーターの体制整備を図ることで、支援が必要な人とボランティアをつなげていきます。
- ボランティア活動をより効果的にするために、ボランティア組織のネットワーク化を推進します。

②地域の福祉人材に対する支援

- 住民福祉懇談会や各種研修・講座等を通じて、地域の福祉人材の育成・支援を行います。
- 地域課題の解決を担う福祉人材の育成を行います。

基本目標2. だれもが適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり



(1) 多様な福祉サービスの充実

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現していくためには、多様な福祉サービスが充実し、必要な人に必要なサービスが提供されることが必要です。これまで展開してきた福祉サービスを充実させるとともに、様々なニーズに応じた福祉サービスを展開していくことが重要です。アンケート調査の福祉サービスの利用意向においては、「利用する」と「抵抗はあるが、利用する」が79.8%となっており、福祉サービスの利用意向が高いことがわかります。また、福祉サービスを提供する福祉人材の不足も課題となっており、必要なサービスを的確に捉えながら、福祉人材を育成していくことが重要です。

生活支援サービスの充実、福祉ニーズの把握、福祉人材の充実、関係機関との連携の強化を展開することで、多様な福祉サービスを充実させます。

①生活支援サービスの充実

- 各福祉分野における計画に基づき、高齢者、子ども、障害のある人等の福祉サービスを展開していきます。
- 地域住民が自主的にささえあう福祉サービスの新たな展開を支援していきます。

②福祉ニーズの把握

- アンケート調査や福祉懇談会、福祉事業所からのヒアリング等を通じて、住民の福祉ニーズの把握に努めます。
- 相談窓口を通じて福祉ニーズを把握するとともに、相談員の専門性を高める等、相談窓口の充実に努めます。

③福祉人材の充実

- 福祉サービス提供事業所や専門職等の資質向上のために研修会を実施します。
- 家庭児童相談員やボランティアコーディネーター、民生委員児童委員等の福祉人材の育成・支援を行います。
- 地域におけるささえあい活動を促進するために、ささえあい活動に関する広報や研修等を行います。

④関係機関との連携の強化

- 関係各課、教育機関、福祉事務所、医療機関等と連携を強化し、重層的かつライフステージに応じた切れ目ない支援体制を研究し、よりよい体制を目指します。
- 社会福祉協議会や地域社会福祉協議会、サービス提供事業所、関係団体との連携・調整を行います。
- 地域福祉推進の中核的役割を担う社会福祉協議会の積極的な活動を支援します。
- 関係機関同士の情報共有を個人情報保護に配慮しながら支援します。

(2) サービスを利用しやすい環境整備 -----

サービスの内容を充実させるだけではなく、サービスを利用しやすい環境を整備していくことが必要です。アンケート調査の福祉サービスを安心して利用するために必要なことにおいては、「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」が79.1%と最も高くなっており、サービス内容に対する情報のニーズが高いことがわかります。

情報提供の充実、相談支援体制の充実を展開することで、サービスを利用しやすい環境を整備していきます。

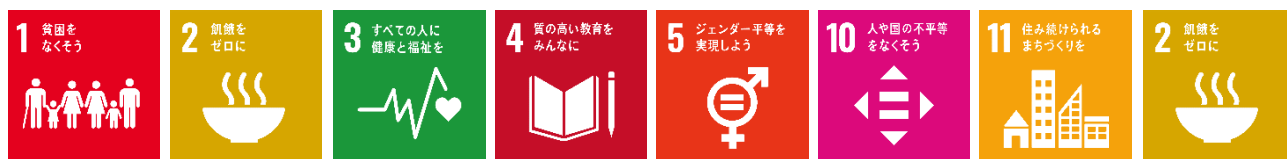
①情報提供の充実

- ホームページや広報誌、SNS等の様々な情報媒体を通じて情報を提供します。
- 情報提供にあたっては、難しい表現を改め、わかりやすく、興味をもてるように工夫します。
- 視覚・聴覚に障害のある人やインターネット未利用者等にも情報が届くよう情報のバリアフリー化を図ります。
- 市役所や公共施設の情報コーナーを充実及び整備することで、市民が情報を得やすい環境を充実させます。
- 情報提供における個人情報保護を確保します。

②相談支援体制の充実

- 多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、専門的な相談に対応できる人材の確保や相談員の専門性の向上を図ります。
- 関係各課や関係機関との連携を強化し、重層的な総合相談支援体制を研究し、よりよい体制を目指します。
- 地域の身近な相談相手である民生委員児童委員の活動を支援します。
- 身近な相談先である福祉サービス提供事業者や医療機関との連携を強化します。
- 個別面接や電話相談、訪問等の様々な形で相談できる体制を充実させます。
- 生活困窮者相談員の設置や就労に対する相談の場を提供することで、生活困窮者等に対する就労を支援します。
- 障害者相談支援事業所において、福祉サービス等の案内や福祉事務所等との連絡調整を行います。

基本目標3. すべての住民が安心・安全を実感できる地域環境づくり



(1) 市民の権利が守られる環境の整備

安心して生活していくためには、虐待やDVを受けることがなく、また差別・偏見もない環境であることが必要不可欠です。近年、高齢者や障害のある人、子ども等に対する虐待等が問題となっており、市民の権利が守られるような環境を整備していくことが重要です。

虐待・DVの防止、差別・偏見の解消を通じて、市民の権利が守られる環境を整備していきます。

①虐待・DVの防止

- 高齢者や障害のある人、子ども等への虐待を防止するために、虐待防止に関する啓発活動を行います。
- 地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター等の相談支援体制の強化を図ることで、虐待を早期発見・早期支援できる体制を整備します。
- 子ども家庭総合支援センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童相談所等の関係機関との連携を図ります。
- DV対策に係る機関、団体等と連携し、必要な情報の共有を図ります。

②差別・偏見の解消

- 人権相談の窓口機能の向上を図る等、人権相談体制の充実に努めます。
- 関係機関と連携しながら、人権意識について学ぶ場を充実させます。
- 広報やホームページ等を利用して、人権意識の啓発を行います。
- 障害特性の理解の促進等、障害のある人の差別解消に向けた普及啓発に努めます。

(2) 安心して暮らせる環境の整備

安心・安全な生活環境の整備は住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要不可欠です。近年、大規模災害や振り込め詐欺等の特殊詐欺が増加しており、いかに市民の安心・安全を確保していくかが重要です。アンケート調査の悩みや不安なことでは「災害時の備えに関すること」が13.0%、「防災、防犯に関すること」が11.0%となっており、安心・安全に関する施策を展開していくことが必要です。

緊急時・災害時に備えた体制の整備、防犯対策の充実、地域における交通安全対策の充実を展開することで、安心して暮らせる環境を整備していきます。

① 緊急時・災害時に備えた体制の整備

- 住民相互に協力し、助け合う「共助」の中核を担う自主防災組織の重要性やその役割の啓発に努め、防災訓練をはじめ自主防災組織の各種活動を支援します。
- 避難行動要支援者名簿の整備を行うとともに、それぞれの状況に合わせた避難計画の作成を推進するなど避難行動要支援者への支援体制を充実させます。
- 防災行政無線と各種媒体を連携させ、正確かつ迅速な情報伝達体制の強化に努めます。

② 防犯対策の充実

- 警察等の関係機関と連携し、振り込め詐欺等の特殊詐欺や消費者被害に関する注意喚起や情報提供等を行うとともに、電話詐欺防止電話装置の貸し出し等、被害を未然に防ぐための取組を行います。
- 地域と連携した防犯パトロールの実施や防犯灯の設置を行います。
- おおつき防災安全メールによる災害関連情報、防犯情報、緊急性の高い情報の提供を行います。

③ 地域における交通安全対策の充実

- 交通安全教室の開催等による指導・啓発や交通安全関係団体の支援等を通じて交通安全対策の充実を図り、交通事故の減少に取り組みます。
- 高齢者ドライバーに対して安全運転や免許返納に関する啓発を行うとともに、シルバーお出かけパスの周知を行います。

(3) 暮らしやすい環境の整備

安心・安全な環境に加えて、暮らしやすいまちづくりを推進していくことも重要です。生活のしやすさは心身の健康にもつながるため、外出支援や外出しやすい環境を整備していく必要があります。アンケート調査の日常生活が不自由になった時に、近所の人にお手伝いしてほしいことでは、「買い物の手伝い」と「通院などの外出の手伝い」が21.8%と2番目に高くなっており、外出支援のニーズが高いことがわかります。

ユニバーサルデザインのまちづくり、交通手段の確保・充実を展開することで、暮らしやすい環境を整備していきます。

①ユニバーサルデザインのまちづくり

- ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進します。
- 山梨県障害者幸住条例に基づく福祉のまちづくりを推進します。
- 公共施設等のバリアフリー化を推進します。
- バリアフリーやユニバーサルデザインの普及・啓発を行います。

②交通手段の確保・充実

- 路線バス事業者と連携し、ノンステップバスの導入や利便性の向上等を行います。
- シルバーお出かけパスや障害者お出かけパスの周知を行います。
- 路線バスの利用を促進するため、広く市民にPRします。

第5章 成年後見制度利用促進計画

1. 計画の基本的な考え方

認知症や障害等を理由に判断能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう支援する制度として、平成12年4月から成年後見制度が開始されました。しかし、全国的にも本市においても成年後見制度を利用する人は多くなく、十分に利用されていないのが現状です。

このような中で、平成28年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。また、平成29年3月に第一期成年後見制度利用促進基本計画が、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めるとされています。

本市においても成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進するために、この度成年後見制度利用促進計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づいた、本市における成年後見制度の利用促進に向けた取組の方向を明らかにするものです。成年後見制度は福祉に関する様々な施策と関連することから、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案しながら、福祉の総合的な視点に基づく大月市第4次地域福祉計画と一体的に策定します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、大月市第4次地域福祉計画と一体的に策定することから、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、最終年度の令和9年度に本計画の評価・見直し及び次期計画の策定を行います。なお、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して、見直しを行うこととします。

4. 施策の方向



(1) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は認知症や障害等を理由に判断能力が十分でない方が自身の権利や財産を守るために必要な制度ですが、利用者が多くないのが現状です。アンケート調査の成年後見制度の認知においては、「知っている」が32.8%、「名前は知っているが、内容は知らない」が34.9%となっており、内容まで知っている人は3割程度となっています。

成年後見制度の周知・啓発、実施体制の強化を通じて、成年後見制度の利用を促進していきます。

①成年後見制度の普及促進

- 認知症、知的障害、精神障害等の判断能力が十分でない者の権利を守る成年後見制度について、市民に対する制度の広報・啓発に取り組みます。
- 市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識や技術を習得できるよう、講座修了生に対する継続的な研修を開催し、市民後見人の育成を進めます。

②成年後見制度利用支援

- 親族等による後見開始の審判の請求が期待できない者については、市長が審判の申立を行います。申立経費や後見人等の報酬を負担することが困難な者には、申立経費や後見人等の報酬の助成を行います。

③中核機関の設置及び機能と業務

- 成年後見制度の中核機関を福祉介護課内に設置するとともに、中核機関が担うべき機能を果たすため、協議会・定例会を開催し、地域課題の検討・調整・解決、不正防止のあり方の検討や相談案件の進捗状況や対応の方向性の確認、法人後見の適否を含めた候補者調整を行います。
- 中核機関において、1) 広報業務、2) 相談業務、3) 成年後見制度利用促進業務、4) 担い手の育成・活動の促進、5) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行、6) 後見人支援機能・不正防止効果を図るための業務を行います。

④権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- 中核機関を核として、本人の親族や弁護士などの専門職団体、地域の関係機関などが連携するネットワークにより、本人及び後見人等を支援する体制づくりに取り組みます。

第6章 再犯防止推進計画

1. 計画の基本的な考え方

刑法犯の認知件数は山梨県内において減少傾向にある一方で、約半数が再犯者という状況になっており、再犯防止は犯罪をなくす上で重要な課題となっています。一方で、犯罪をした者等は社会復帰に向けた様々な課題を抱えており、社会復帰に向けた支援を展開していくことが必要です。更に、犯罪や非行が起こらないように防止する取組も同時に進めていくことが求められているといえます。

このような中、国においては、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年12月に、同法を受け「再犯防止推進計画」が策定されました。山梨県においても、令和2年3月に「山梨県再犯防止推進計画」が策定されました。

本市においても、犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう、犯罪を防止するための仕組みづくりを推進し、もって市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心した生活を送ることができるように、この度大月市再犯防止推進計画を策定します。

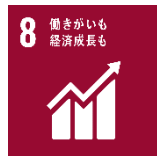
2. 計画の位置づけ

本計画は再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づいた地方再犯防止推進計画であり、本市における再犯防止対策に向けた取組の方向を明らかにするものです。再犯防止推進計画は福祉に関する様々な施策と関連することから、国や県の再犯防止計画をふまえつつ、福祉の総合的な視点に基づく大月市第4次地域福祉計画と一体的に策定します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、大月市第4次地域福祉計画と一体的に策定することから、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、最終年度の令和9年度に本計画の評価・見直し及び次期計画の策定を行います。なお、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して、見直しを行うこととします。

4. 施策の方向



(1) 再犯防止に関する広報・啓発活動の充実と関係団体との連携 -----

再犯を防止していくためには、犯罪をした者等を社会で再び受け入れられるようにしていくことが重要です。そのためには、更生に関する正しい知識を持てるような広報・啓発活動や関係機関との連携が必要となります。アンケート調査の再犯防止啓発事業の認知は、「聞いたことはない」が46.8%と最も多くなっており、認知が低いことがわかります。

広報・啓発活動の充実、関係機関との連携を通じて、再犯防止を推進していきます。

① 広報・啓発活動の充実

- 大月保護区保護司会、大月地区更生保護女性会等と協力して、犯罪や非行防止、更生等についての正しい理解の普及を行い、その活動を支援します。
- 広報やホームページ等を通じて、毎年7月の“社会を明るくする運動”強化月間、再犯防止啓発月間を中心に犯罪や非行防止、更生等に関する情報発信を行い、安全で安心な地域社会を築きます。
- 青少年への非行・薬物乱用防止に関する意識の高揚及び正しい知識の普及、啓発を行います。
- 専門機関で行う相談事業や大月地区更生保護サポートセンターの活動に関する周知を行います。

② 関係機関との連携

- 大月保護区保護司会や大月地区更生保護女性会、甲府保護観察所等の関係機関との連携を強化します。
- 大月保護区保護司会や大月地区更生保護女性会等の活動を支援することで、犯罪をした者等の再犯防止と円滑な社会復帰を促進します。

(2) 更生への支援の充実

犯罪をした者等は社会復帰に向けて多くの課題を抱えており、社会復帰の困難さから再犯につながるケースが多くなっています。そのため、犯罪をした者が社会復帰できるように様々な支援を展開することが犯罪をなくす上で重要となります。

就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進を通じて、更生への支援を充実していきます。

①就労・住居の確保

- 生活困窮者相談員の設置や就労に対する相談の場を提供することで、生活困窮者等に対する就労を支援します。
- ハローワーク、山梨県就労支援事業者機構等との連携や相談支援を通じた就労支援を行います。
- 市営住宅の情報提供等を通じた住居支援を行います。

②保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 保護司や矯正施設等の関係機関と連携し、犯罪をした者等が適切な保健医療・福祉サービスを受けられるように支援します。
- 地域生活課題について相談に応じ、多分野連携による支援と地域ニーズの把握を行います。
- 生活困窮者自立支援事業等を通じて、犯罪をした者等の生活の安定を図ります。

第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や県、社会福祉協議会をはじめとする関係機関、地域等との連携を図るとともに、庁内の関係各課の連携を強化し、横断的かつ重層的な施策展開を図っていきます。また、地域福祉の推進にあたっては、行政だけではなく、地域住民や地域における様々な関係機関の参画が必要不可欠となるため、地域共生社会の考え方にに基づき、様々な主体が地域福祉に参画できるような環境を整備して、計画を推進していきます。

2. 計画の点検・評価

計画の点検・評価にあたっては、庁内関係各課で構成される会議や委員会等において施策の進捗状況を検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、効率的・効果的に計画を推進していきます。

3. 災害時・緊急時の対応

災害や感染症の流行等、災害時や緊急時においては、市が出す方針に従って計画の推進を図ります。

資料編

1. 策定の経過

実施年月日	策定経過
令和4年8月30日 ～ 令和4年9月16日	市民アンケート 大月市に在住する20歳以上の男女（無作為抽出） 郵送配布・郵送回収 有効回収数：436件（有効回収率：43.6%）
令和4年10月12日	第1回 大月市第4次地域福祉計画策定委員会 1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 市長あいさつ 4. 諮問 5. 委員紹介 6. 正副委員長選出 7. 委員長あいさつ 8. 議題 （1）地域福祉計画について （2）アンケートについて （3）スケジュールについて （4）その他 9. 閉会
令和5年2月7日	第2回 大月市第4次地域福祉計画策定委員会 1. 開会 2. 委員長挨拶 3. 議題 （1）現行計画の検証について （2）大月市地域福祉計画（素案）について （3）その他 4. 閉会
令和5年2月13日 ～ 令和5年2月28日	パブリックコメント 提出意見数：0件
令和5年3月23日	第3回 大月市第4次地域福祉計画策定委員会 1. 開会 2. 委員長挨拶 3. 議題 （1）パブリックコメントの結果について （2）大月市第4次地域福祉計画(案)について （3）答申書(案)について （4）その他 4. 閉会

2. 策定委員会設置要綱

大月市第4次地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、大月市第4次地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に関し必要な事項について調査及び審議するため、大月市第4次地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に必要な事項について調査し、審議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 策定委員は、市民代表、学識経験者及び関係団体等の中から市長が選任し、委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める計画を策定期間中とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって決める。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 策定委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉介護課福祉総務担当において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月12日から施行し、計画の策定完了をもって廃止する。

3. 策定委員会委員名簿

	区分	職名	氏名	備考
1	学識経験者	大月市社会福祉協議会代表	小宮 文男	委員長
2	学識経験者	大月市立大月短期大学代表	宮崎 理枝	副委員長
3	学識経験者	大月市民生委員・児童委員協議会代表	安藤 睦美	
4	医療団体	北都留医師会代表	渡邊 芳江	
8	福祉団体	大月市老人クラブ連合会代表	畠山 哲	
6	福祉団体	大月市障がい者福祉の会代表	藤本 兼三	
7	福祉団体	大月市主任児童委員代部会代表	落合 敦子	
5	福祉団体	大月市ボランティア協議会代表	小泉 ゆう子	
9	市民団体	大月市公民館連絡協議会代表	小俣 治夫	
10	保健団体	大月市保健活動推進委員会代表	大石 和子	
11	市民公募	市民公募	鈴木 章	

※敬称略、順不同

大月市 第4次 地域福祉計画

成年後見制度利用促進計画
再犯防止推進計画

令和5年3月
大月市

大月市 市民生活部 福祉介護課
〒401-8601

山梨県大月市大月二丁目6-20

TEL : 0554-23-8030

FAX : 0554-22-6422

<https://www.city.otsuki.yamanashi.jp>

E-mail : fukushi-19206@city.otsuki.lg.jp

